第一

社会保険 の保険料等に係る延滞 金を軽が 減するため $\stackrel{\frown}{\mathcal{O}}$ 厚生年金保険法等の一 部を改正する法律要 綱

社会保険の保険 料等に係る延滞 金 の軽 減 (第 条か 5 第十三条まで関係

納期限又は納付期限から一定の 期間を経過するまでの 間 \mathcal{O} 延 滞 金の 割 合 \bar{o} 軽 減

第二に掲げる保険料、 掛金その他の徴収金 (以 下 「保険料等」という。 に係る延滞金につい

て、

現

セン

行では、 年十四・六パーセントの割合で徴収しているところ、 納期限又は納付期限の翌日 から三月 (第

<u>ー</u>の 13 から 15 までに掲げる保険料等にあっては、二月) を経過する日までの間は、 年七・三パー

一延滞金の割合の特例

}

0)

割合で徴収することとすること。

 \mathcal{O} 延 従滞金の 年七・三パ 1 セント 0 割合は、 当分の間、 に カン か わらず、 各年の特例 基準割 合 (各年

の前年の十一月三十日を経過する時におい て日 本 銀 行が立 定める 商 業 手 形 \mathcal{O} 基準 割引率 に年四 セ ント

 \mathcal{O} 割合を加算した割合をいう。 以下同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、 その年

中においては、当該特例基準割合とすること。

第二 延滞金の軽減措置を講ずる保険料等

保険料等とは、次に掲げるものをいうこと。

1 を含む。)(厚生年金保険法第八十七条第一項、 る徴収金 厚生年金保険の保険料並びに厚生年金基金の掛金及び厚生年金保険法第百四十条第一項の規定によ (確定給付企業年金法の規定により企業年金基金が厚生年金基金とみなされて徴収する場合 第百四十一条第一項及び附則第十七条の十四並びに

確定給付企業年金法第百十二条第六項関係)

- 2 納掛金に相当する額及び特例掛 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料、 金 (同法第二条第八項、 第五条第八項及び第八条第八項関係 未
- 3 児童手当法の規定による拠出金 (同法第二十二条第一項関係)
- 4 項及び附則第九条の二の五関係 国民 年金の保険料及び国民年金基金の掛金 (国民年金法第九十七条第一項、 第百三十四条の二第一
- 5 日本 郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金 (国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項

及び第五項関係)

6 地方団体関係団体が納付すべき掛金及び負担金 (地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三

項及び附則第三十四条の二関係)

- 7 私立学校教職員共済法の規定による掛金 (同法第三十条第三項及び附則第三十五項関係
- 8 石炭鉱業年金基金の掛金 (石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項関係
- 9 旧農林漁業団体等に係る特例業務負担金 (厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の

統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項関係

- 10 農業者年金の保険料 (独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二関係)
- 11 健康保険の保険料 (健康保険法第百八十一条第一項及び附則第九条関係
- 12 船員保険の保険料 (船員保険法第百三十三条第一 項及び附則第十条関係
- 13 労働保険料 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十七条第一項及び附則第十二条関係)
- 14 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険 の保険料の徴収等に関

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定による特別保険料 (同法第十九条第三項

関係)

15 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金 (同法第三十八条第一項関係)

一 施行期 日

この法律は、 一部を除き、 平成二十二年一月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 適用区分

第一の延滞金の軽減措置は、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係

る延滞金について適用し、 同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、

なお従前の例によるものとすること。(附則第二条関係)

三 その他

その他関係法律について、 所要の改正を行うこと。 (附則第三条から附則第七条まで関係)

厚生年金保険 の保険 給 付及び国民年金 \mathcal{O} 給付の 支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律要綱

第一 趣旨

この法律は、 政府が管掌する厚生年金保険事業及び 国民年金事業における被保険者等に関する年金記録

の管理 \overrightarrow{O} 不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にか λ が み、 か つ、

公的 年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、 年金記録の訂正がなされた上で厚生年金保険

法による保険給付 (これに相当する給付を含む。 以下同じ。 又は国民年金法による給付 (これに相当す

る給付を含む。 以下同じ。) (以下第一において 「年金給付等」 という。) を受ける権利に係る裁定 (裁

定の訂 正を含む。 以下同じ。 が行われた場合に おい て適正な な年金記録に基づいて裁定が 行 わ れたならば

支払うこととされた日よりも大幅に遅延して支払われる年 金給付等の額に つい て、 その 現在 価 値 に見合う

額となるようにするための加算金の支給に関し必要な事項を定めるものとすること。 (第 条関係

第二 特別加算金の支給

保険給付遅延特別加算金の支給

社会保険庁長官は、 厚生年金保険の受給権者又は受給権者であった者(未支給の保険給付の支給を請

より算定した額 礎として、 金 れた日から当該保険給付を支払うこととする日までの間 求する権利を有する者を含む。)について、 される保険給付又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものに限る。 金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとされる保険給付 施 の給付に係る時効の特例等に関する法律(以下「時効特例法」という。)の規定により支払うものと 行日」 受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとさ という。) (以 下 以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、 「保険給付遅延特別加算金」という。 年金記録の訂正がなされた上でこの法律の施行 の物価 を、 の状況を勘案して政令で定めるところに (厚生年金保険の保険給付及び国民 当該保険給付を支払うこととされる 以下同じ。)の全額を基 その裁定による当該 の日

一 給付遅延特別加算金の支給

者に対し支給するものとすること。

(第二条関係)

が行われた場合においては、 利を有する者を含む。)について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に当該受給権に係る裁定 社会保険庁長官は、 国民年金の受給権者又は受給権者であった者(未支給の年金の支給を請求する権 その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとさ

給付を支払うこととされる者に対し支給するものとすること。 況を勘案して政令で定めるところにより算定した額(以下「給付遅延特別加算金」という。) 定が行われたならば支払われることとされた日から当該給付を支払うこととする日までの間 るものに限る。 れる給付 (時効特例法の規定により支払うものとされる給付又はこれに相当する給付として政令で定め 以下同じ。)の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁 (第三条関係 の物 を、 価 当該 の状

第三 費用

給付及び国民年金法による給付とみなして、厚生年金保険法及び国民年金法の国庫の びに同法の基礎年金拠出金に関する規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)を適用するものと ること。この場合において、 する費用は、 保険給付遅 それぞれ厚生年金保険事業に要する費用及び国民年金事業に要する費用に含まれるものとす |延特別加算金及び給付遅延特別加算金(以下第三において「加算金」という。) の支給に要 加算金をそれぞれ当該加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険 負担に関する規定並

すること。 (第七条第一項関係)

第四 不服申立て

1 保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する処分等 (2の処分等を除く。 に不

服 がある者は、 社会保険審査官に対して審査請求をし、 その決定に不服がある者は、 社会保険審査会に

対して再審査請求をすることができるものとすること。 (第八条第一項関係)

2 厚生年金保険法による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金又は国民年金法による脱退一時金に

係る給付遅延特別加算金の支給に関する処分等に不服がある者は、 社会保険審査会に対して審査請求を

することができるものとすること。(第九条関係)

3 1又は2の処分等の取消しの訴えは、 当該処分等についての再審査請求又は審査請求に対する社会保

険審査会の裁決を経た後でなければ、 提起することができないものとすること。 (第十一条関係

第五 受給権の保護等

保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関し、受給権の保護、 公課の禁止、 不正利得

の徴収及び時効について所要の規定を設けること。 (第四条から第六条まで及び第十二条関係)

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。 (附則第一条関係)

保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する経過措置

保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金は、 施行日前に第二の一又は二の裁定が行われた

1

者に対しても支給するものとすること。ただし、施行日前に当該保険給付又は当該給付を支払われた

者 (以下「既支払者」という。)に対する保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給は、

当該者の請求により行うものとすること。 (附則第二条第一項関係)

2 1 の ただし書の場合において、公布日以後に当該保険給付又は当該給付を支払われた既支払者であ

て、 施行日において当該保険給付に係る受給権に基づき厚生年金保険法による保険給付を受けてい

るもの又は当該給付に係る受給権に基づき国民年金法による給付を受けているものは、 施行 日におい

て、 1のただし書の請求をしたものとみなすものとすること。 (附則第二条第二項関係

3 既支払者が施行日前に死亡した場合又は既支払者であって1のただし書の請求をしていないもの

(2により1のただし書の請求をしたものとみなされるものを除く。) が施行日以後に死亡した場合

以下同じ。)、子、 父母、 孫、 祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同

じくしていたものは、 自己の名で、当該保険給付に係る保険給付遅延特別加算金又は当該給付に係る

給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができるものとすること。 (附則第二条第三項関係)

4 既支払者が1のただし書の請求(2により1のただし書の請求をしたものとみなされる場合を含

む。)をした後に死亡した場合又は3により保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金

請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、 その者が支給を受けるべき保険給付遅延

特別加算金又は給付遅延特別加算金でその支払を受けなかったものがあるときは、 その者の配 間偶者、

子、 父母、 孫、 祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしてい たも

のは、 自己の名で、 その未支給の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求を行

うことができるものとすること。(附則第三条第一項関係)

5 1のただし書、3及び4の請求は、 施行日から五年以内に行わなければならないものとすること。

(附則第二条第八項及び附則第三条第二項関係)

第七 年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備

国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務

に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとすること。 (附則第四条関係)

第15回社会保障審議会年金部会平成21年5月26日

参考資料3

平成21年2月12日 社会保障改革推進懇談会(第1回)提出資料

年金制度の機能強化

厚生労働省年金局

年金制度の課題と機能強化について

1. 16年改正による年金財政の枠組み構築

平成16年年金制度改正においては、長期的な給付と負担の均衡を確保し、公的年金制度を持続可能なものとする見直しを実施し、新たな年金財政の枠組みを構築。

16年改正の最後の仕上げにあたる基礎年金国庫負担割合2分の1の実現については、所要の法案を今国会に提出。早期の成立を図る。

2. 残された課題

年金財政の安定性が高まり、40年加入の満額年金の受給者が多数現れるようになったが、一方で、 高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等もあり、無年金者や低年金者の問題が焦点化。

3. 機能強化をめぐる議論の進展

公的年金制度の在り方については、労使の関係団体や報道機関からの提言、国会での議論等を通じて、様々な見解が示されてきた。

昨年11月にとりまとめられた社会保障国民会議の最終報告においては、基礎年金の最低保障機能の強化等が提言されている。

社会保障審議会年金部会においては、昨年春以降議論を進め、社会保障国民会議の議論を踏まえつつ、11月末に中間的整理をとりまとめたところ。



今国会に提出した基礎年金国庫負担割合2分の1法案には、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定が附則に盛り込まれている。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(今国会提出)

附則第二条

(検討)

第二条 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定を踏まえつつ、 年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策について機能強化 及び効率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基 礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度 として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にそ の具体化を図るものとする。

安定財源の確保への道筋についての議論を踏まえつつ、基礎年金の最低保障機能の強化等の具体策を確立していくことが、課題。

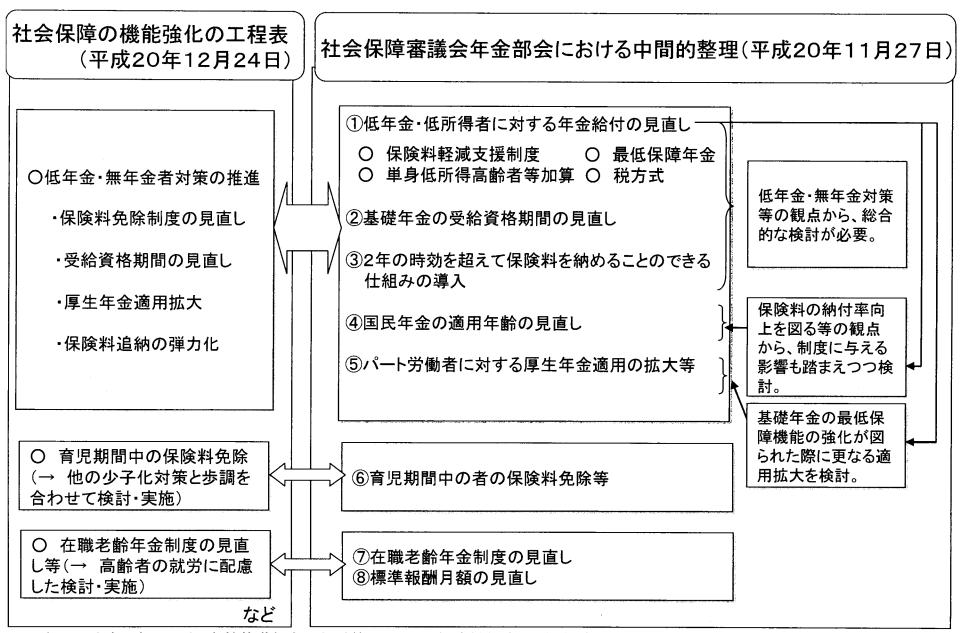
※ 参考

○ 所得税法等の一部を改正する法律案 附則第104条

政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代(平成22年から平成31年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

- 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号) 附則第3条 (検討)
- 第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り 方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討 を行うものとする。
- 3 (略)

社会保障の機能強化の工程表と社会保障審議会年金部会の中間的整理の対比



※ 今回の法案においては、老齢基礎年金の額計算について、保険料免除期間を保険料納付済期間の2分の1に評価(現在は3分の1) する等の措置を講じ、低所得の方に対する年金保障の充実を図っている。

社会保障審議会年金部会の中間的整理(平成20年11月)

社会保障審議会年金部会においては、16年改正後の残された課題として、以下の項目について議論し、中間的整理をとりまとめ。

①低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

- ○【最低保障年金】: 基礎年金において低年金者に対し一定額を 保障
- ⇒ 滞納者にも一定額の年金を支給するため、保険料の納付意欲 に悪影響が大きく、こうした課題への対処を図る工夫が必要。
- ○【保険料軽減支援制度】:保険料拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減後の保険料納付を求める一方、軽減分を公的に支援
- 所得に応じた保険料で満額の基礎年金を受けられる仕組みであり、社会保険方式の基本は踏まえた案。最低保障年金のようなモラルハザードが生じないと考えられる。
- ○【単身低所得高齢者等加算】:基礎年金の額が満額である か否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等の基礎 年金に加給金を加算
- 低年金者等への対応という観点からは即効性があるのではないか。ただし、もともと低年金である者はこの加算だけでは十分な基礎年金を受給できない場合もあることに留意が必要。
- 〇 【税方式】: 基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方 式を導入する。
- ▶ 中長期的な視点で引き続き議論。
- ※ 以上に併せて高所得者に対する年金給付の扱い等について検 討。

②基礎年金の受給資格期間の見直し

▶ 納付した保険料はできる限り年金給付に結びつけるべきという 考え方を踏まえ、例えば10年程度とすることも考えられる。(①、

③と併せて総合的な検討が必要。)

③2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの 導入

▶ 2年の時効を超えて保険料を納めることができる事後納付の仕組みの導入を積極的に検討すべき。(①、②と併せて総合的な検討が必要。)

④国民年金の適用年齢の見直し

▶ 大学進学率の上昇の状況を踏まえ、また、保険料の納付率の向上を図る観点から、国民年金の適用年齢を25歳~65歳に引き上げることについて、引き続き検討することが適当。

⑤パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

▶ まず、被用者年金一元化法案の早期成立を図るべき。基礎年金の 最低保障機能強化などにより制度環境が大きく変化した際に、更なる 適用拡大を検討すべき。

⑥育児期間中の者の保険料免除等

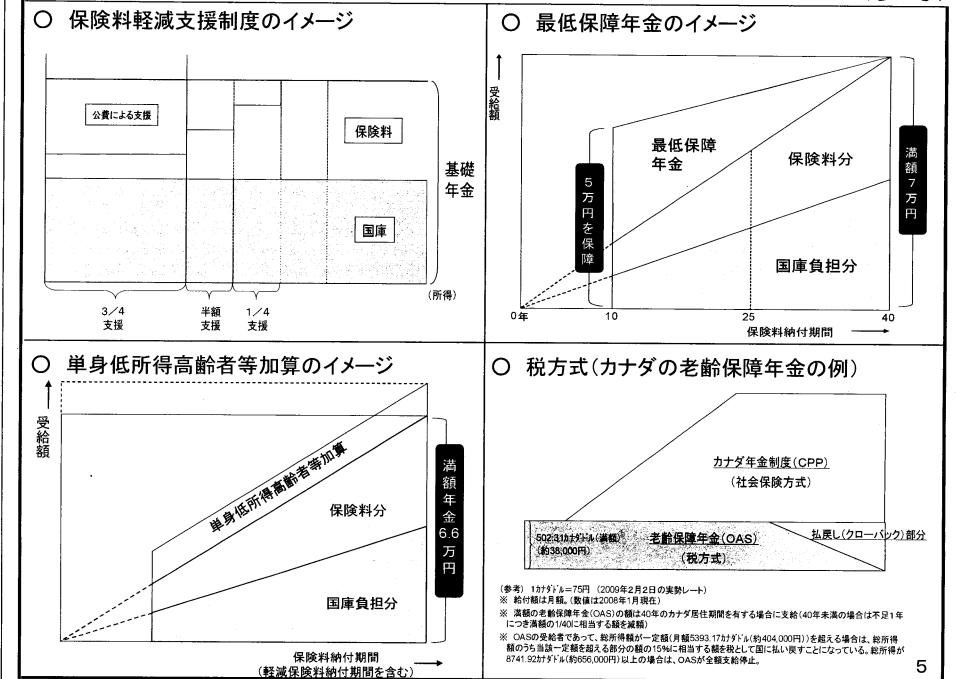
▶ 被用者年金の被保険者に限られている対象を国民年金加入の自営 業者等にも拡大することについて、更に検討を進めるべき。

⑦在職老齢年金の見直し

▶ 現役世代の負担との均衡や年金財政への影響を踏まえつつ、支給 停止の開始点である28万円を一定程度緩和することも考えられる。

⑧標準報酬月額の見直し

▽ 標準報酬の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った負担 をしてもらうため、現行の上限を超えた分も負担を求めることを検討す べき。



第15回社会保障審議会年金部会平成21年5月26日

参考資料4

平成21年5月19日 経済財政諮問会議(第12回)提出資料

社会保障の機能強化に向けた取組について

平成21年5月19日 舛添臨時議員提出資料

- ○社会保障国民会議中間報告を受けて「5つの安心プラン」を策定、2 1年度予算に反映。
- ○生活対策(20年10月)や経済危機対策(21年4月)においても、社 会保障に関連する施策を盛り込み、補正予算に関連経費を計上。



○これらを通じ、医師不足対策、 介護報酬の改定など、当面緊 急に対応が必要なものから着

<平成20年度補正予算等で着手したもの>

○基礎年金の最低保障機能強化等の検討

・社会保障審議会年金部会において、無年金・低年金 問題に対応する最低保障機能の強化等、「中間的な 整理」をとりまとめ など

<平成21年度において実施するもの>

〇基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

・平成21年1月、基礎年金の2分の1を国庫で負担するための法律案を、国会に提出

○基礎年金の最低保障機能強化等の検討

・上記法律案附則に、基礎年金の最低保障機能強化等に関する検討規定

など

〇安心こども基金の創設

・1000億円の基金創設(平成20~22年度)による保 育所の緊急整備等、新待機児童ゼロ作戦の集中 実施

〇子育で応援特別手当の支給

・平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小 学校就学前3年間)の第2子以降の子1人当たり 3.6万円の子育て応援特別手当を支給

〇妊婦健診の公費負担の拡充

・妊婦の健康管理の充実と経済的負担軽減のため、 必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよ う公費負担の拡充

〇育児・介護休業法の改正

・育児期における短時間勤務制度の義務化、男性の育児休業取得促進等を盛り込んだ 育児・介護休業法の改正案の国会提出

〇改正次世代法・児童福祉法の施行

・女性の労働市場参加に対応した保育サービス等の潜在需要を見込むための「参酌標 準|を提示→本年中に新たなプラン(数値目標)を策定

〇保育サービスの充実

・第3子以降の保育料の無料化、家庭的保育(保育ママ)事業・放課後児童クラブの拡充 など、子育て支援サービスの充実・多様化 など

【21年度補正予算案】

〇安心こども基金の拡充

- ・待機児童の増加に対する保育所の設置促進、地域の子育て力を育れ取組の支援等 すべての子ども・家族への支援の充実
- ・厳しい雇用情勢下、資格取得・生活支援や在宅就業支援によるひとり親家庭等の支援、 社会的養護の充実

〇子育で応援特別手当の拡充

・臨時異例の措置である子育て応援特別手当を、21年度に限り、第1子まで拡大 など

〇次世代育成支援のための新たな制度体系の設計の検討

など

・社会保障審議会少子化対策特別部会1次報告とりまとめ(21年2月24日。例外のない保育保障、質を確保された保育サービス量の拡充等。)

少子化対策

年金

医療

○救急患者の受入れ体制整備

・重症度に応じて患者を振り分け

○勤務医の勤務環境の改善

医師事務作業補助者の設置促進等

〇医師と看護師等の役割分担を進める研修

〇Web型電子カルテの推進

・地域における診療情報の共有

など

○救急、産科、へき地に従事する医師の手当への財政支援

○周産期医療の充実

・周産期母子医療センターに対する財政支援の充実

〇患者搬送・受入ルールの策定など医療と消防の連携

など

!【21年度補正予算案】

- ○地域医療の再生
 - ・医療機関の機能分化・連携、大学病院等と連携した医師派遣等の取組みを支援
- 〇医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援
- 〇レセプトオンライン化への対応
 - ・自らオンライン請求を行う医療機関や薬局に必要な設備投資等を支援

など

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

- ・介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)に伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等
- ・養成施設の入学者に対する「介護福祉士等修学資金貸付制度」の拡充
- ・介護福祉士等の潜在的有資格者等に対する再就 業を促進するための研修の実施

など

○地域における介護基盤の整備

- ・地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備及びケア付き住宅の整備
- ○安定的・効率的な介護保険制度の運営
 - ・介護報酬改定(プラス3.0%)による介護従事者の処遇改善
- ○介護サービスの質の向上及び医療との連携促進
 - ・認知症疾患医療センターや地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置など 認知症の医療と生活の質を高めるための施策を推進 など

【21年度補正予算案】

- ○介護職員の処遇改善
- ・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成

○介護基盤の緊急整備等

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型 居宅介護事業所等の整備等を緊急に推進
- ○福祉・介護人材対策の拡充
 - ・介護経験のない離職者等に対する職業訓練、現に働く介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等 など など

共通

○社会保障カード(仮称)導入に向けての検討

・「社会保障カード(仮称)の基本的な計画に関する報告書」のとりまとめ(21年4月30日)。導入に向けての実証実験、医療保険者の情報化 など

雇用維持

用

創

出・再就職支援 | セーフティネツ

生活支援等

雇用の安定と生活支援対策の実施状況

平成20年度・年度末以降実施している対策

経済危機対策・平成21年度補正予算案

〇雇用調整助成金

- ・労働者を解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、賃金等の4/5(大企業2/3)を助成
- ・対象労働者の拡大、支給要件緩和、申請事務の簡素化

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

・派遣元・先指針を改正し、派遣契約の中途解除の際の①派遣元における雇用維持、②派遣先から派遣元への賠償を明記。併せて指導を強化(3月31日)

〇雇用創出のための基金

・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)

〇雇入れ助成の拡充と離職者訓練の強化

- ・年長フリーター等や内定を取り消された者の正規雇用、派遣労働者の直接雇用の場合に1人100万円(大企業50万円)を支給
- ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施 (4月1日~)

〇住宅・生活の支援

- ・全国のハローワークに特別相談窓口を開設。
- ・雇用促進住宅への入居あっせん
- ·労働金庫で最大186万円の住宅確保·生活支援貸付(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)
- ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主等へ月額4~6万円(6ヶ月まで)を助成

〇職業訓練期間中の生活保障

- ・雇用保険を受けられない非正規労働者等の訓練期間中の生活保障
- 〇雇用保険のセーフティネット機能の強化
- ・改正雇用保険法を施行(3月31日)
- 〇内定取消し対策

〇雇用調整助成金の拡充等

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を9/10(大企業3/4)に 引上げ (3月30日~)
- ・残業時間の削減により雇用維持をした場合、契約労働者は年30万円、派遣労働者は年45万円(大企業は各々20万円、30万円)を助成(3月30日~)
- ・大企業の教育訓練費の引上げ ・1年間の支給限度日数(200日)の撤廃

〇派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・製造業務派遣に対する重点監督の実施
- 、・資産、現金・預金等の派遣事業の許可要件の厳格化 (5月18日 要領改正)

〇雇用創出対策

- ・緊急雇用創出事業(基金)の積み増し(3,000億円)等
- 〇再就職支援·能力開発対策
- ◇「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による総合的な支援
- ・雇用保険を受けられない者に訓練期間中「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給
- ・十分な技能・経験を有しない者の中小企業等による実習雇用・雇入れの支援
- ・介護、ものづくり分野などに係る職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住居を失い就職活動が困難な者への再就職、住居・生活支援
- ◇職業能力開発支援の拡充・強化
- ◇ハローワーク機能の抜本的強化

O住宅·生活支援等

・雇用対策と一体となって、雇用と住居を失った者への住宅手当の支給、生活資金の貸付等を実施

〇障害者の雇用対策

- ・雇用調整助成金の助成率引上げ
- ・公的機関での「チャレンジ雇用」拡大
- ・ハローワークの障害者専門支援員の増員

〇外国人労働者への支援

- ・再就職支援の一層の強化(通訳・相談員の増配置、就労準備研修)
- ・帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援等

〇内定取消し対策等

参考資料5

平成21年5月21日 経済財政諮問会議(第13回)提出資料

社会保障の機能強化に向けた今後の取組

~「社会保障の機能強化の工程表」を中心に~

平成21年5月21日

舛添臨時議員提出資料

社会保障の機能強化の「工程表」に関する主な取組

【基本的考え方】

- 〇 「中期プログラム」の「工程表」に示された改革の諸課題について、制度改革の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。
- 〇 2015年に向けての取組の方向性に沿って、まずは、当面2011年度頃までに以下の取組を積極的に実施する。

<2015年に向けての取組の方向性>

〇低年金・無年金者対策の推進

・保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、 保険料追納の弾力化等について検討、その結果に応じ所要の法改正等 を行って実施に移す。

〇在職老齢年金制度の見直し等

・高齢者の就労にも配慮しつつ、在職老齢年金制度の見直しについて検討、 その結果に応じ所要の法改正等を行って実施に移す。

〇育児期間中の保険料免除

・他の少子化対策と歩調を合わせて育児期間中の保険料免除について検討、その結果に応じ所要の法改正等を行って実施に移す。 など

〇新たな制度体系の創設と給付・サービスの整備

- ・国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できるよう、新たな制度体系の下で子育て支援の給付・サービスの一元的に提供する。
- ・例外なく保障され、質が確保された保育サービスの整備を進める。

○すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービス等の保障

- ・仕事と家庭の両立支援: 育児休業・短時間勤務と保育、又はその組合 せでカバーできる仕組みを構築する。また、休業中の所得保障、就業 する場合の保育サービスが切れ目なく提供される体制づくりを進める。
- ・すべての子育て家庭の子育て支援:働いていない場合でも月20時間程度の一時預かりを利用できるような支援体制づくりを進める。
- ・学齢児への対応:放課後児童クラブの拡充によって「小1の壁」の解消を図る。

<2011年度頃までの当面の取組>

○基礎年金の最低保障機能強化等の検討

- ・平成21年1月に国会に提出した、基礎年金の2分の1を国庫で負担するため の国民年金法改正法案附則に、基礎年金の最低保障機能強化等に関する 検討規定を明記。
- ・安定財源確保への道筋についての議論を踏まえつつ、基礎年金の最低保 障機能の強化等の具体策確立に向けて検討を深める。

など

〇次世代育成支援のための新たな制度体系の検討と法制化

・全国あまねく切れ目ない子育て支援サービスの提供を可能とする新たな制度体系の在り方を 検討し、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な法制上の整備を図る。

○新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

- ・「安心こども基金」(~2010年度)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進める。
- ・一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子 ども・家庭を対象とする子育て支援サービスの整備を進める。

〇きめ細かな支援

- ・妊婦健診等への公費負担を通常必要とされる14回程度まで拡充を図る。
- ・社会的養護等の特別の支援を必要とする子ども達等へのサービスを拡充する。

○新たな制度体系へのステップとなる制度改正と着実な施行

- ・改正次世代法・児童福祉法に基づき、女性の労働市場参加に対応した保育サービス等の潜在需要を見込むための新たなプラン(数値目標)を策定する。
- ・育児期における短時間勤務制度の義務化、男性の育児休業取得促進等を盛り込んだ育児・ 介護休業法の改正法案の国会提出。 など

年金

少子化対策

など

【医療】

- ○急性期医療の充実強化、地域連携の強化
- •病床を機能分化し、急性期病床に医療資源を集中投入 する。
- ・ 急性期後の医療や在宅医療を充実するとともに地域連携を強化し、早期退院・在宅での療養継続・社会復帰の実現を目指す。
- 〇医師と看護師等との役割分担の推進
- ・看護師等の専門性を高めながら、チーム医療・役割分担 を推進し、患者本位の医療を目指す。
- 〇新技術、効率化等への対応

【介護】

- 〇地域包括ケアの実現、介護サービス基盤の強化
- ・グループホーム等居住系サービスの拡充や、24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実を進める。
- ・高齢者が安心して暮らせる住宅の整備。

〇介護従事者の確保・定着支援等

〇社会保障カード(仮称)の実現

・電子政府・自治体との一体的推進

- ・介護職員の処遇改善と確保、キャリアパスの構築を図る。
- ・医療・介護を通じた専門職種間の連携体制を構築する。

~医療と介護の連携~

〇医療と介護が連携したサービスを提供するため の診療報酬・介護報酬の見直し など

、 〈救急医療など地域医療の強化〉

〇地域医療再生(2009年度補正予算案)

- ・5年間程度の基金を都道府県に設置し、地域全体での連携の下、計画にしたがって、以下の事業を地域の実情に応じて実施して、地域医療再生・強化を図る。
 - ◇医療機能連携のための施設・IT基盤の整備
 - ◇大学病院等と連携した医師派遣機能の強化
 - ◇医師事務作業補助者の配置 等
- ○2013年度からの都道府県医療計画の改定に向け、急性期医療の新たな指針を作成する。 ○2010年度に見込まれる診療報酬改定において救急、産科等の体制強化などの方策を検討する。

〈医師と看護師等との役割分担の推進〉

・看護師等の専門性を更に高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、チーム医療・役割分担を積極的に推進する。

〈新技術、効率化等への対応〉

- 〇医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援(2009年度補正予算案)
- ・がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査の迅速化を図る。
- ・新型インフルエンザ対策のため、全国民分のワクチン開発・生産期間を大幅に短縮する体制(現在1年半~2年→約半年)を整備する。(2009年度補正予算案)
- ○後発医薬品の使用促進等
- 〇レセプト原則完全オンライン化
- ・自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に配慮しつつ、オンライン化を推進する。

〇介護サービス基盤整備

- ・デイサービスセンター等を併設した公的賃貸住宅の整備などを進める。
- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護 事業所等の緊急整備を進める。(2009年度補正予算案)

○介護人材の処遇改善

- ・プラス3.0%の介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図る。
- ・介護職員の処遇改善に取組む事業者に対し助成を行う。(2009年度補正予算案)
- ・介護経験のない離職者等に対する職業訓練、潜在的有資格者の再就職支援、現に働く介護人 材の資格取得等のキャリアアップ支援などを行う。(2009年度補正予算案)

○2012年度からの市町村介護保険事業計画、2012年度に見込まれる介護報酬改定等に 向けた検討

・2009年度の介護報酬改定の事後検証も踏まえ、介護報酬の在り方について、望ましい地域包括ケアシステムの構築という観点からの検討を進める。

〇医療と介護の連携強化

・医療と介護が連携したサービスを提供するための診療報酬と介護報酬の同時改定(2012年度見 、)に向けた検討を進める。

〇社会保障カード(仮称)の導入

・実証実験の実施や医療保険者の情報化の推進等の環境整備を行いつつ検討を進め、 2011年度中を目途に導入する。

安心活力の実現に向けた雇用対策

【基本的考え方】

- 〇 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、当面、「経済危機対策」に盛り込まれている「緊急雇用対策」の推 進に全力をあげる。
- 〇 さらに、今後の人口減少社会において、国民が将来に希望を持って安心して働けるようにし、我が国社会の活力を維持・発展させていくため、人材への投資等による格差是正、全員参加による社会の活力増進を中核に据えた中期的な対策を実行する。

景気回復期を見据えた中期的な雇用対策

当面の対策

人材への投資

緊急雇用対策の 推進(経済危機対策)

平成21年度補正予算案 約2.5兆円

- ◇雇用維持支援
- ◇再就職支援·能力開発 対策
- ◇雇用創出対策
- ◇派遣労働者保護対策、 内定取消し対策等
- ◇住宅·生活支援等

- ◇ 新分野・成長分野を見据えた職業訓練の充実、産業間労働移動の促進、そのためのハローワークの再就職支援機能の強化、公共職業訓練機能の強化をはじめとする支援策、体制の整備
- ◇ 若者、母子家庭の母等を中心に、職業訓練、生活支援と組み合わせた再就職支援を強化
- ◇ ジョブ・カード制度の活用による職業能力向上のための労働市場インフラづくり 等

働き方の改革等

- ◇ 仕事と生活の調和の実現(景気回復期に長 時間残業に戻ることの抑制等)
- ◇ 労働関係法令の遵守に向けた指導監督の 徹底、体制整備
- ◇ 労働相談体制の整備及び働く人のための ルールに関する教育の実施 等

若者・女性・高齢者・障害者の就業実現

- ◇ 年長フリーター等の正規雇用化支援 の強化
- ◇ 仕事と育児の両立支援策の拡充
- ◇ 団塊の世代が活躍できる環境の整備
- ◇ 雇用・福祉・教育等の連携による地域の障害者の就労支援力の強化

非正規労働者への総合対策

- ◇ 短時間労働者、有期契約労働 者の正社員転換、均衡処遇の 取組への支援
- ◇ 職業能力開発支援の充実
- ◇ 派遣労働者等の保護と雇用 安定の確保
- ◇ 非正規労働者の総合的な就 労・生活支援体制の整備 等

雇用創出

- ◇ 地域の雇用創出関連諸 事業を都道府県・労働局 が一体となって推進
- □ ◇ 地域の雇用創出事業の 実績を踏まえたノウハウ の自治体への提供 等

第15回社会保障審議会年金部会平成21年5月26日

参考資料6

平成21年5月19日 日本年金機構設立委員会(第8回)提出資料

- 1. 厚生労働省(年金行政)の内部統制について・・・ 1
- 2. 現場実務を踏まえた制度設計について ・・・ 3

平成21年5月19日

厚生労働省(年金行政)におけるコンプライアンス確保の取組について

【現行の取組】

●本省

- ○国家公務員に適用される基本的な法令等 に基づき、
 - ①服務所管部課の設置
 - ②倫理監督官の配置等倫理の保持のため の体制整備
- ③個人情報の保護に係る管理体制の整備
- ④内部監査の実施
- ⑤通報窓口の設置
 - ※内部窓口に加え、平成21年4月から、 外部窓口(弁護士)を開設 など

●地方支分部局(都道府県労働局、地方厚生局)

- ○本省での取組に加え、
 - ・地方支分部局法令遵守室の設置
 - ・地方支分部局法令遵守委員会の設置
 - ※いずれも本省に設置

●社会保険庁

- ○本省での取組に加え、
 - ·法令違反通報制度
 - ※内部及び外部(弁護士)の窓口
 - 法令遵守委員会の設置
 - ※外部弁護士も委員として参画

【今後の方向性】

●本省・地方支分部局(特に社会保険庁廃止後の年金管理組織)

年金事業に対する国の責任を果たす観点から、社会保険 庁の現行の取組を踏まえつつ、より充実させるべく**コンプ ライアンス確保の取組を推進**。

- ○具体的には、先月取りまとめられた「**厚生労働行政の在り方に関する 懇談会」**最終報告書(職員として当然守るべき法令やルールを整理し、 教育訓練を実施すべき等)を踏まえ、「**改革の工程表」を作成し、計 画的・着実に取組を進める**。
- ○また、各省庁への総務省行政評価局の勧告(平成21年3月)でも、
 - ・職員に対する周知、啓発等の教育活動が不十分
 - ・法令遵守等に係る制度・仕組みが連携して有効に機能しているか の検証・評価が不十分

等の指摘がなされたところであり、今後、**現行の取組について、定期 的な検証・評価を行い、必要な見直し**を行う考え。

●日本年金機構

- ○内部及び外部(弁護士)の窓口を設置
- ○通報窓口以外からの情報把握
- ○迅速に対応できる調査体制の整備
- ○コンプライアンス委員会を設置
 - *個別の問題事案への対応方針を審議するのみならず、再発防止・改善方策を 中心に審議する運営への改善

「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」について

○平成21年3月30日にとりまとめられた**「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」最終報告書**において、以下のような 提言がなされ、法令遵守など不祥事再発防止徹底や年金実務体制の在り方などの内容が盛り込まれた。

行政運営の在り方

①国民の理解と納得:政策立案決定過程を目に見えるものに切りかえ

- ・当事者として国民が決定過程に参加、意見に耳を傾ける機会を必ず 確保すべき
- ・徹底した情報公開・開示と記録の全面保存による透明性と公正を確 保すべき
- ・国民に分かる説明、国民と双方向で情報をやりとりする体制を構築 すべき
- ・データ公開による政策効果検証可能性を確保すべき

など

②PDCAサイクルの組み込み

·行政全般へのPDCAサイクルの組み込み、人事面での活用、外部 評価の導入、評価結果に基づく速やかな事業改善を図るべき など

③サービス行政に対応した職員の意識改革、実務・窓口の重視

- ・迅速・分かり易さ・正確を基本とする職員の意識改革を行うべき
- ・窓口・現場の対応を重視、第一線に有能な職員を配置すべき
- ・政策課題に応じたホットラインの開設など感度を高め迅速・適切に 対応する仕組みを構築すべき など

④不祥事の再発を防止し、職員に誇りと意欲を持たせる仕組みの構築

- ·業績評価手法の確立など職員のインセンティブを高め、活性化する 人事運用を進めるべき
- ・本省のすべての職員に若いうちに一度は現場業務を経験させ、現場 感覚を政策立案に活かすようにすべき
- ・国家公務員と住民訴訟の関係については、政府においてさらに検討
- · 行政に都合の悪い事実であっても、永久に隠し通すことはできないことを肝に銘じ、実態を常に正確に把握できる体制を整備 など

行政組織・体制の在り方

〇行政課題への的確かつ迅速な対応

- ・大臣のガバナンス強化:大臣が政策推進会議を主宰、補佐ス タッフを充実
- ・政策統括官組織の強化:機動的・横断的な対応体制
- ・PT・対策本部の活用:局横断的に取り組む体制
- ・PDCAサイクル:政策評価担当部署の活用

〇新しい行政課題への的確な対応

[年金実務体制] :業務・組織の両面で実務体制を構築。年金 記録問題については臨時的に人員体制・経費の格段の増強

* この他、少子化対策、医療・介護の連携、非正規労働者対策、社会保 障財源の確保、危機管理・安全確保等の体制について提言。

〇行政運営の改革を確実にする体制整備

- ・企画立案の裏付けとなる研究の推進、研究成果を政策立案に 生かす仕組みと体制を確立
- ・苦情など国民の声を受け止め改善につなげる仕組みや厚生労働行政をモニタリングする仕組みを整備、外部の目を入れた チェックの仕組みを導入
- ・厚生労働省全体の I T 化を統括・推進する体制の整備、 I T に関する専門的知識を有する外部人材の活用、職員に対する 教育訓練を実施
- ・職員として当然守るべき法令やルールを整理し、教育訓練を 実施

○事務事業の整理と組織・人員のシフト

- ・厚生労働省が担うべき事務・事業の整理
- ・多様な政策課題と業務に対応した体制の確立
- ○厚生労働省においては、平成21年2月24日に**「厚生労働省改革の工程表」を作成・公表**。また、最終報告での**「組織・体制の在り方」** の提言等の具体化を図るとともに2月に公表した工程表の進捗状況を踏まえた見直しを行うため、同年4月28日に工程表を改定・公表。
- ○今後とも工程表を踏まえ、**計画的に取組を実施。**

年金制度の企画立案における現場要請の反映 ー現状と課題ー

【現 状】

- 厚生労働省(年金局)においては、概ね5年ごとの制度 改正の検討に当たり、社会保険庁から事務処理上の要請を 受け付けるとともに、事業実施面からも検討を行ってきた。
- これまで社会保険庁による現場の要請を受けて取り組んだ、代表的な制度改正は以下のとおり。【別紙1】
- 国民年金保険料を納付し易くするため、所得水準に応じた多段階免除制度(4段階)を導入
- ・ 市町村から所得情報の提供を受けやすくする法整備
- 第3号被保険者(被扶養配偶者)の届出について、扶養 配偶者の事業主経由に変更
- 一方で、要請を受けながら今後の検討課題に止まっているものも多い。【別紙2】
- 「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」報告書 における制度面での指摘事項と、現行制度の考え方につい ては【別紙3】のとおり。

今後、社会保障審議会年金部会等において総合的な検討 を行っていただくこととしたい。

○ なお、「年金事業の実施に係る企画立案」を所掌する社会保険庁においても、被保険者等の届出の簡素化、保険料の納付促進対策の強化等を内容とする「事業運営改善法案」を立案(平成19年6月成立)【別紙4】

【課題】

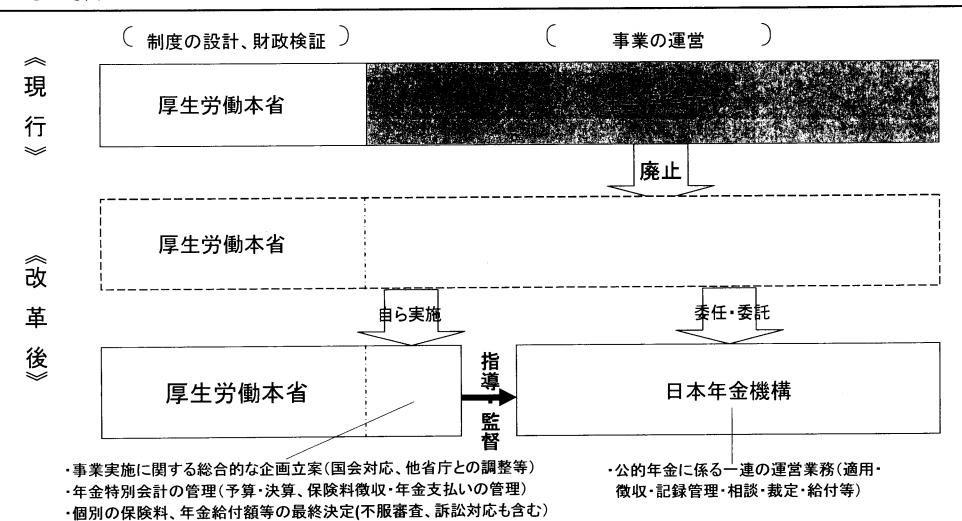
- 改正を重ねるたびに複雑となる事務処理の下で、 新たなシステム開発や業務の管理・運営等の重要 性が増す一方、少子化や経済社会の実勢を踏まえ た年金制度そのものの立案・検討に関わる重要 性・困難性も高まり、これらに省全体として一体 的に取り組むという体制が十分とれていなかった のが実態。
- 〇 制度改正等に当たり、必要に応じて行われてき た年金局と社会保険庁の協議には、以下のような 課題がある。
- ・ 協議の実施自体がルール化されておらず、現場 の要請を確実に制度の立案に生かす仕組みとは なっていない。
- 社会保険庁において、制度改正に関する現場の 問題意識やお客様の声を組織的に十分集約するこ とができていない。
- ・ 年金局において、社会保険庁の要請に対する対 応の可否やその理由について、対外的な説明責任 を果たせていない。
- ・ 制度改正によるシステム開発に要する期間の見 通しなどが必ずしも十分でなく、システム開発に 追加的な期間や人員を要したことがある。
- ・ 役所間で行われる非公式の協議であり、外部の 目によるチェックが働いていない。

社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について

国民の信頼に応えることができる公的年金の運営体制とするため、

・システムの保有・統括管理

- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
- ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。
 - ⇒ 厚生労働大臣の責任に対応するため、年金局を改組し、事業運営を担う組織・定員を配置予定 【別紙5】

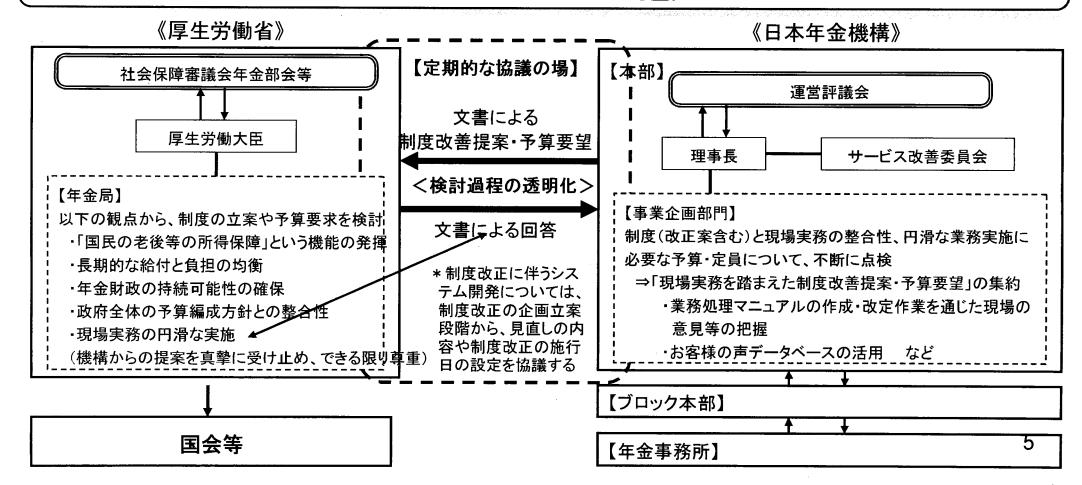


など

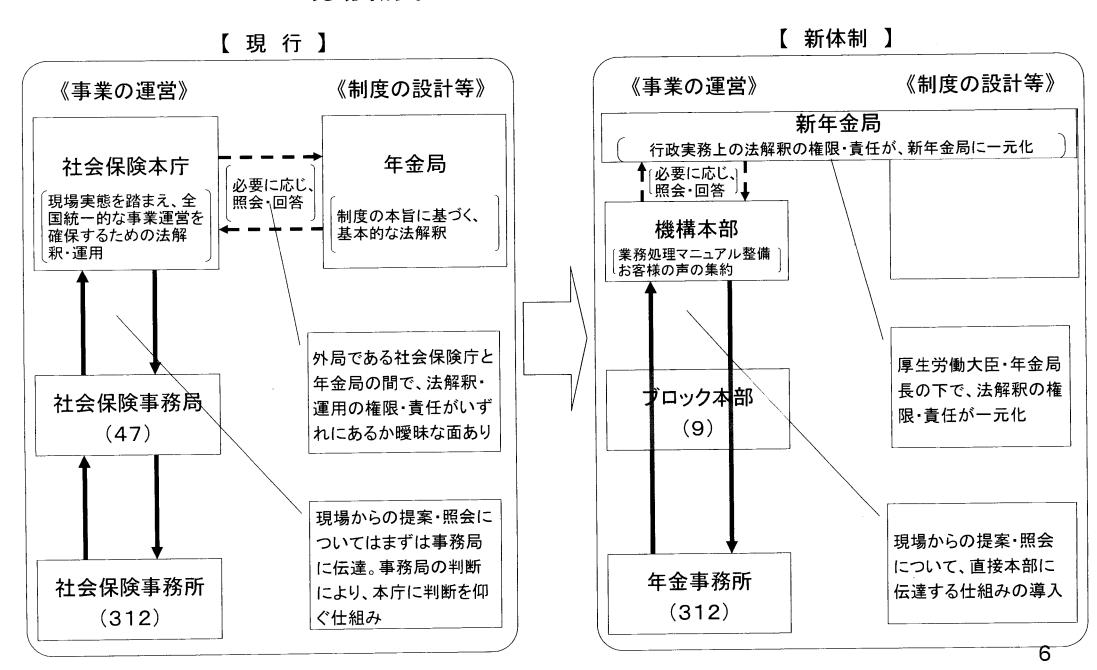
新体制における「現場実務を踏まえた制度設計・予算編成等」の仕組み

平成22年1月以降の新体制においては、次のような仕組みを構築することにより、管理運営責任を負う厚生労働省(年金局)と、一連の運営業務を担う日本年金機構(機構)の連携を確保し、従来以上に、現場実務を踏まえた制度設計や予算編成等に努めてまいりたい。

- ・ 厚生労働省と機構による定期的な協議の場の設置
- 機構による「現場実務を踏まえた制度改善提案・予算要望」と厚生労働省による「回答」をそれぞれ文書にまとめ、公表(検討過程の透明化)。これに先立ち、運営評議会は機構理事長に、社会保障審議会年金部会等は厚生労働大臣に、それぞれ助言・意見具申等。
- ・ 厚生労働省は機構からの提案を真摯に受け止め、できる限り尊重。



現場職員からの提案や疑義照会の流れ



<「新たな仕組み」を補完する仕組み>

- 1. 5ページの「定期的な協議の場」を介した「新たな仕組み」だけでは、個々の職員等からの制度改善提案や疑義照会等について、
 - ・ 法律の解釈の明確化も含め緊急の対応が必要な場合
 - ・ 事柄の性格上、公開の議論になじまない場合
 - ・ 日本年金機構内部での意見集約に反映されない場合など、必ずしも十分に対応できない場合があり得る。
- 2. このうち緊急の対応が必要な場合には、当然のことながら、「定期的な協議の場」を待つことなく、厚生労働省と日本年金機構本部の関係者により、随時協議・調整を行い、適切な対応を行うことになる。
- 3. また、個々の職員等からの提案や疑義照会については、まずは日本年金機構本部において様々な角度から検証した上で、日本年金機構としての「制度改善提案」等を厚生労働省に提出することが基本と考えるが、更に、個々の職員は、以下のような日本年金機構外の窓口に通報し、厚生労働省に対して改善を求めることができる。

厚生労働省においては、必要に応じ、大臣に報告・指示を受けつつ、日本年金機構との定期・随時の協議の場に諮るなどの対応を行う。

このことについては、研修等の機会を通じ、日本年金機構の職員に周知徹底を図ってまいりたい。

窓口	役割・機能
年金局に設置予定の「国民の声係」	年金管理審議官の直轄組織として、公的年金事業、日本年金機構に関する国民からの苦情・意見・要望を受け付ける。必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、局内関係課や日本年金機構と改善策を検討
厚生労働省の行政相談窓口又は公益通報相 談窓口 (大臣官房総務課行政相談室)	厚生労働省の所掌事務に関して、国民からの相談又は公益通報者保護法に基づく 外部労働者からの通報の相談を受け付ける。関係部局にその内容を伝え、関係部 局において、必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、改善策を検討
総務省の行政相談窓口 (行政評価事務所、行政相談委員など)	国の行政全般(委託事業等を含む)について国民の苦情や意見·要望を聴き、公正·中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行う
内閣府の公益通報者保護制度相談窓口 (国民生活局企画課公益通報者保護制度相談ダイヤル)	公益通報者保護法に関すること、各種ガイドラインに関すること、通報先(処分権限を有する行政機関)に関する相談 など 7

(別紙1)近年の社会保険庁からの要請(代表例)と対応状況 ~何らかの対応が行われたもの

社会保険庁からの要請内容	対応状況
免除制度の多段階化 国民年金保険料を納付し易くするため、負担能力に応じたきめ 細かな免除制度とすべき	○ 平成16年改正において、従来の全額免除と半額免除に加え、4分の1免除及び4分の3免除を導入し、4段階の選択制とした。
免除・学生納付特例の承認期間の遡及 免除基準該当者や学生の申請遅れによって未納となった保険 料については、納付勧奨を行っても納付困難であり、制度的に当 初から免除・特例扱いとすべき。	〇 平成16年改正において、申請遅れによる無年金・低年金の防止等の観点から、申請免除については申請前直近の7月、学生納付特例については直近の4月まで遡及して承認されることとした。
市町村からの税情報の取得 免除勧奨や滞納処分を行うためには市町村から税情報を取得 し、被保険者の所得状況を把握することが有効	○ 平成16年改正において、市町村から所得情報(税情報)の提供を受けやすくするための規定を整備した。
国民年金任意加入者の480月時点での強制資格喪失 480月を超えて保険料を納付しても年金額に反映されないため、 国民年金任意加入者について、480月到達時点で申し出がなくと も資格喪失とすべき	〇 平成16年改正において、任意加入被保険者の加入月数が480月に達した時点で、強制的に被保険者資格を喪失することとした。
国民年金第3号被保険者の届出の事業主経由化 第3号被保険者本人が市町村に届出を行うのではなく、扶養配 偶者の事業主が社会保険事務所に届出を行う仕組みとすべき	○ 平成11年の地方分権一括法による年金法改正において、第3号被保険者の届出は、扶養する配偶者の事業主を通じて社会保険事務所に届出を 行う仕組みとした。
国民年金第3号被保険者の届出遡及期間(2年)の制限の撤廃 第3号被保険者については、届出により2年間遡及して保険料納付済期間となるが、この制限を撤廃するとともに、過去の未届期間を届出により保険料納付済期間とする特例を講ずべき	○ 平成16年改正において、過去の未納期間について届出を行えば、将来に向かって保険料納付済期間とするとともに、将来期間分についても届出 遅滞についてやむを得ない事由がある場合には、届出により保険料納付 済み期間とすることとした。
障害無年金者の救済 障害年金の支給要件に該当しなかったため、無年金となっている者に年金支給を可能とすべき。	○ 平成6年改正において、制度間の支給要件の相違による障害無年金者に対し、現在の支給要件による障害基礎年金を支給することとした。 ○ 国民年金に任意未加入期間中の障害事故による無年金者に対し、 福 祉的な措置として特別障害者給付金を支給することとした。(議員立法)

(別紙2)近年の社会保険庁からの要請(代表例)と対応状況 ~今後の検討課題となっているもの

社会保険庁からの要請内容	対応状況
受給資格期間の短縮 今後保険料を納めても受給資格期間を満たすことができない者に対する納付勧奨は困難であり、25年の受給資格期間を短縮して、こうした者が極力少なくなるようにすべき。	○ 現行の受給資格期間は、①免除制度や高齢任意加入制度など要件を満たすための配慮措置を講じた上で、②被保険者の保険料納付意欲を高める役割や、③一定の年金額を保障する最低保障的な機能を担っている。 ○ 納付した保険料はできる限り給付に結びつけるべきとの国民意識の高まりを踏まえ、「2分の1引上げ法案」附則検討規定にあるように、今後基礎年金の最低保障機能の強化等を議論する中で、国民的な議論を進める必要がある。(平成20年11月年金部会中間整理事項)
保険料徴収の消滅時効(2年)の延長 収納対策強化の一環として、保険料徴収時効の2年を経過した 後においても、加入者に納付意思があれば納付できるようにす べき。	○ 債権債務関係の早期確定という時効制度の趣旨や、他の社会保険制度との均衡から撤廃は困難。 ○ 時効後においても保険料を納付できる仕組みについて、「2分の1引上げ法案」附則検討規定にあるように、今後基礎年金の最低保障機能の強化等を議論する中で、国民的な議論を進める必要がある。(同上)
国民年金保険料の申請免除の弾力化 申請漏れを減らすことで低所得者の年金受給権を確保するとともに、免除勧奨事務を合理化し、結果的に納付率の向上に結びつけるため、 ①初回申請があれば、翌年度以降の申請を要せず免除適用する ②免除基準該当者は、本人の申請を要せず免除適用する	 ○ 平成17年の省令改正により、初回申請時に継続適用の意思表示を求めた上で、翌年度以降の申請を不要とした。 ○ 現行制度の下で、低所得者を自動的に免除することについては、保険料納付義務を負う第1号被保険者との均衡や、将来の給付減に影響することから本人の意思表示を確保すべきと考えられる。 ○ 保険料軽減支援制度(低所得者の保険料を軽減した上で軽減分を公的に支援し満額の基礎年金を支給する仕組み)の導入について、「2分の1引上げ法案」附則検討規定にあるように、今後基礎年金の最低保障機能の強化等を議論する中で、この問題も国民的な議論を進める必要がある。(同上)
遺族年金の収入要件の撤廃 遺族年金の対象となる「死亡者によって生計維持されていた遺 族」の要件である「年収850万円未満」については、要件の上下 で不公平感が大きく、訴訟等に結びつきやすいので、撤廃すべき。	○ 収入要件を撤廃し、自活可能な高収入の遺族に対し年金を支給することは「扶養者の死亡による所得喪失に対する保障」という遺族年金の趣旨に合わず、保険料負担者の理解を得ることは困難。○ 具体的な収入要件(現在年収850万円)については、今後も適宜見直し。

^{*}上記の「2分の1引上げ法案」とは、今通常国会に提出している、基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げるための法律案のこと。

(別紙3)

「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書」における制度面での指摘事項

「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書」(昨年11月)において制度的な要因と指摘されている事項と、現行制度の考え方については、以下のとおり。

現在の取扱いも一つの整理と考えるが、御指摘を踏まえ、今後、社会保障審議会年金部会等において、「現場実務の円滑な実施」の観点も含め、総合的な検討を行っていただくこととしたい。

報告書における指摘事項(要旨)

厚生年金保険料を納めなくても年金がもらえる仕組み

適用事業所の事業主が被保険者資格等について届出をしていれば、厚生年金保険料が支払われなくても年金は支給されるという仕組みは、真面目に厚生年金保険料を支払っている事業所との間に不公平感を起こしかねず、それが不適正な遡及訂正の原因であったと供述する者もいる。

要求すべき添付書類の不十分性

標準報酬の定時決定等の添付書類として、賃金台帳等の証拠書類を要求していないことが、安易な遡及訂正を可能とした。

遡及訂正後の従業員に事業主が連絡する仕組みの不合理性

標準報酬月額の変更等を行った場合、社会保険庁長官は事業 主に通知するだけで、被保険者に対する通知は事業主任せの規 定だが、不正な事業主に履行は期待できず、発覚は難しい。

従業員の権利確保及び不服申し立ての機会の不十分さ

処分のあった日から2年を経過すれば不服の申し立てはできない仕組みでは、事業主からの連絡が期待できない以上、被保険者には不服申し立ての機会がほとんど与えられない結果となる。

現行制度の考え方

- 年金は保険料納付に基づき支払われることが原則であるが、経営破綻等があった場合、事業主から保険料が納付されなかったからといって給付を行わないことは加入者に不利となることから、例外的に給付を行うこととしている。(年金制度が加入者相互の支合いであることを踏まえた仕組み)
- この仕組みを悪用されることがあってはならず、滞納処分を含め、しっかりと保険料徴収対策を進めていくことが必要。
- 従前、社会保険事務所等の業務処理について統一のマニュアルが存在 せず、各種申請等の届出様式や添付書類についても全国的な標準化がな されていなかったところ。
- 業務処理の全国標準化及び法令遵守の徹底による業務処理の適正化 を図り、業務品質の向上を推進するため、「社会保険業務処理マニュア ル」を策定し、その徹底を図っているところ。
- 厚生年金においては、使用者としての責任、事務の円滑化・効率化等の 観点から、事業主に各種届出や通知の義務を課している。(罰則あり)
- 不服申立て期間の制限(2年間)については、他制度との並びをとったー 般的な仕組み(行政不服審査法では1年間)。
- 過去の記録訂正については、いつでも社会保険庁長官の職権で行うことができるものであり、変更を申立ていただくことも随時可能。また、第三者委員会のあっせんにおいて、国民の立場に立ったご判断をいただき、対応しているところ。
- 今後については、近年のITの進歩等を踏まえ、「ねんきん定期便」な**20**年 金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みを順次整備している。

報告書における指摘事項(要旨)

昭和60年改正に基づく適用事業所の拡大と現場任せの対応

昭和60年改正において、5人未満の法人事業所に厚生年金の適用を拡大したことにより、滞納事業所が増大した。現場の職員に極端な負荷がかかることは容易に想像できたにもかかわらず、厚生省は何ら対策を検討することなく、現場任せの対応に終始した。

事業主に支払われる「報酬」の意義を明確にする努力を怠ったことも、不正の温床となった。

現行制度の考え方

- 〇 5人未満の法人事業所への厚生年金の適用拡大については、厚生年金保険法附則(昭和29年)の検討規定や、国会・審議会からの度重なる指摘を踏まえて、昭和60年改正で実施されたもの。
- その際、事業主への周知徹底や事務処理体制の整備等の実務面の配慮から3年間で段階的に実施している。
- 現在、未適用事業所の適用促進対策については重要課題と位置付け、 基本計画において定められた機構の必要人員数を見込むに当たっては、 効率化等によるスリム化を図りつつ、職権適用の推進等に必要な増員を 織り込んでいる。
- 5人未満の法人事業所の従業員を厚生年金・健康保険の適用から外し、 基礎年金のみの第1号被保険者・国保被保険者とすることについては、社 会保障国民会議をはじめ各方面から、「賃金で生計を営む被用者につい てはできる限り厚生年金・健康保険を適用し、老後生活の安定等を図るべ き」との意見が出されている中で、国民の理解を得られるか、といった論点 がある。
- 報酬については、法律上「いかなる名称であるかを問わず、労働者が、 労働の対償として受けるすべてのもの」と定められている。したがって、個 別の適用に当たっても「労働の対償」に当たるものは全て報酬とすることで 臨むべきであり、疑義が生じた場合には、社会保険庁からの相談を受ける 体制を取っている。

(別紙4)事業運営改善法

社会保険庁においても、法令の立案も含め、年金事業の実施に係る企画立案を所管しており、平成19年通常国会に

- ・ 「日本年金機構法」(これに伴い年金各法も改正)のほか、
- ・ 国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者等の届出手続の簡素化、保険料の納付促進対策の強化等を内容と する「事業運営改善法」(年金各法の改正)

を立案し、厚生労働省として法案提出している。

《事業運営改善法の概要》

I. サービスの向上

- ○住基ネットから被保険者情報を取得し、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止。
- ○住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができる事務に、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加。
- ○労働保険の年度更新の期限を、社会保険の標準報酬月額の算定に関する届出の期限である7月10日に統一。

Ⅱ. 保険料の収納対策の強化等

- ○国民年金保険料の納付方法に、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を追加。
- ○国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者等)は、口座振替による保険料納付を原則とする。
- ○生活保護受給者や学生等について、免除手続を確実に行うため、福祉事務所や医療保険者等に対し、情報の提供を求める。
- ○大学等が、学生等の委託を受けて、学生納付特例の申請を代行できることとする。
- 〇市町村の判断により、国年保険料の未納者に対して国保の短期被保険者証を交付し、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料 免除や納付の促進ができるようにする。対象者が窓口で保険料を納付できるよう、当該市町村が納付受託機関となることができることとする。
- 〇社会保険関係の事業者等(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士)による保険料の 自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、指定等又は更新を認めないこととする。
- 〇併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。
- ○事業主に対し、従業員への国民年金に関する手続の周知や保険料の納付の勧奨等に関し、必要な協力を求めることができることとする。

Ⅲ その他

- 〇市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求めることができることとする。
- ○基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

(別紙5) 社会保険庁廃止後の国の年金管理組織

- 社会保険庁廃止後、新たに厚生労働大臣が担 うこととなる公的年金の財政責任・管理運営責 任に対応するため、従来、年金制度の企画立案 を所管していた年金局を改組する。
- 〇 具体的には、
 - ・ 大臣官房に年金管理審議官を配置
 - ・ 現行組織に、年金特別会計(給付勘定) の管理、広報、協定実施に関する外国保険 者との調整などの業務を追加
 - ・ 2課4室を新設し、厚生労働大臣が自ら 実施する業務、システムの保有・統括管理、 年金特別会計(業務勘定)の管理、日本年 金機構の監督、などを分担
 - 166名の定員振替

を予定(21年度組織・定員要求の査定結果)

年金局長

年金管理審議官

大臣官房審議官(年金担当)

総務課

大臣官房参事官(資金運用扣当)

首席年金数理官

年金課

国際年金課

企業年金国民年金基金課

数理課

事業企画課

会計室

調査室

監査室

事業管理課

システム室

(注1)新設組織については赤字としている。

(注2)年金局の現行組織については課相当以上のみ記載

(参考) 厚生労働省(年金局)と社会保険庁の所掌事務関係条文

- ○厚生労働省設置法
 - 第4条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 98 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること
 - 99 政府が管掌する国民年金事業に関すること
 - 第28条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、・・・・・第98号及び第99号に掲げる事業・・・・・の実施に関する事務・・・・・をつかさどる。
 - ⇒日本年金機構法制定に基づき削除(平成22年1月施行)
- ○厚生労働省組織令
 - 第14条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 1 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること(社会保険庁の所掌に属するものを除く。)
 - 2 政府が管掌する国民年金事業に関すること(社会保険庁の所掌に属するものを除く。)

公的年金制度の企画立案と事業実施の関係について

く現状>

- ○法制度の企画立案を行う年金局においては、立法経緯、趣旨や主な内容に関する施行通知等を、 事業実施を所管する都道府県知事(地方事務官時代)や社会保険庁運営部長宛に発出しているが、 法律の規定の解釈通知は発出していない。
- ○厚生年金保険、国民年金の事業実施を所管する社会保険庁においては、立法趣旨との整合性を確認する等、必要に応じて年金局と協議を行い、事業実施に必要な法令の解釈通知を発出している。
- ※ 年金局と社会保険庁は、一方が他方を指導・監督する関係にないため、上記のような役割分担の下、個別具体的な事案については両者で協議を行い、連携を図ってきた。

<主な参考事例>

事業所への厚生年金保険の適用	法制度の企画立案…年金局 ○厚生年金保険法第6条において、適用 事業所について、 ・常時5人以上の従業員を使用する、 通信又は報道の事業等の16業種 に該当する個人事業所 ・法人の事業所であって常時従業員を	未適用事業所に対する重点的な加入指導 等の実施要領について」(平成19年庁保 険発第0410001号)(社会保険庁運営部医 療保険課長通知)により、 ・法人登記簿情報や雇用保険の適用事業
	・ <u>法人の事業所</u> であって常時促業員を 使用するもの と規定している。	・法人登記簿情報や雇用保険の適用事業 所情報等により未適用事業所を把握し、 加入勧奨・加入指導を実施すること

		・これに応じない事業所に対しては、職権
		適用を実施すること
		としている。
		〇適用事業所に該当するか否かは、定款等に
		より実質的に判断している。
厚生年金保険	○厚生年金保険法第3条において、報酬	〇「健康保険法及び厚生年金保険法におけ
における報酬	について「賃金、給料、俸給、手当、	る標準報酬の定時決定及び随時改訂の取
の範囲	賞与その他いかなる名称であるかを	扱いについて」(昭和37年保険発第71
	問わず、労働者が、労働の対償として	号)(健康保険・厚生年金保険課長連名通
	受けるすべてのもの」と定義してい	知)により報酬として取り扱う通勤手当の
	る。	範囲について定める等、通知により事業主
		から支払われる各手当について報酬とし
	·	て取り扱う範囲を定めている。
パート労働者	○厚生年金保険法第9条において、厚生	〇内かん(昭和55年6月6日 保険局保険
への厚生年金	年金の被保険者について、「適用事業	課長、社会保険庁健康保険課長、社会保険
保険の適用	所に使用される70歳未満の者は、厚	庁厚生年金保険課長)により、厚生年金の
	生年金保険の被保険者とする。」と規	被保険者について、通常の労働者の所定労
	定している。	働日数の4分の3以上である短時間労働
	〇厚生年金保険法第12条において、日	者に適用することとしている。
	雇労働者、2ヶ月以内の期間を定めて	
	使用される者等の臨時に使用される	
	者や季節的業務に使用される者等に	
	ついては厚生年金保険の適用除外と	
L		

व	る	_	ىل	を	規	定	Ι.	7	L'	いる。
7	ď	_	_	Ŀ	ノンし	~	\smile	_	~	Q

※現在国会で継続審議扱いとされている被用 者年金一元化法案においては、パート労働 者に対する適用を拡大する内容を盛り込 み、法律で右記の適用基準を拡大したもの を法定しているところ。

国民年金の職 権適用

- ○国民年金法第7条において、「第1号 被保険者は、被用者年金の被保険者等 及び被扶養配偶者を除く、<u>20歳以上</u> 60歳未満の者」と規定している。
- ○国民年金法第12条において、「被保 険者は、資格の取得及び喪失等につい て<u>市町村長に届け出なければならな</u> い」と規定している。
- ○「国民年金手帳の作成交付について」(昭和38年庁保険発第17号)(社会保険庁年金保険部国民年金課長通知)により、20歳に到達した者については、加入勧奨を行った後、被保険者資格取得届の提出がない者について国民年金被保険者の資格を取得した者と職権で認定し、年金手帳を送付することとしている。
- 〇平成7年には、「平成7年度における国民年金の事業運営について」(平成7年庁文発第1966号)(社会保険庁運営部企画・年金管理・年金指導課長連名通知)により、20歳に到達した者に対する職権適用の本格的な実施を開始した。
- 〇平成17年には、「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」(平成17年庁保険発第0420001号)(社会保険

基礎年金番号	○国民年令は笠12タにおいて 「社会	庁運営部年金保険課長通知)により、第2 号被保険者、第3号被保険者の資格喪失 後、届出勧奨を行ってもなお届出がない者 について職権適用することとしている。
李 诞 十 亚 笛 方	〇国民年金法第13条において、「社会 保険庁長官は、被保険者について国民 年金手帳を作成し、交付する」と規定 している。	

公的年金制度の企画立案と事業実施の関係について(参考資料)

【事簿	巻所への厚生年金保険の適用】
0	「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について」(平成19年庁保険発第 0410001 号)(社会保険庁運営部医療保険課長通知)・・・・・・・P1
【厚 ^生	生年金保険における報酬の範囲】
【パ- 〇	- ト労働者への厚生年金の適用】 内かん(昭和55年6月6日 保険局保険課長、社会保険庁健康保険課長、社会保険庁厚生年金保険課長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	民年金の職権適用】
0	「平成7年度における国民年金の事業運営について」(平成7年庁文発第1966号)(社会保険庁 軍営部企画・年金管理・年金指導課長連名通知)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0	「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」 (平成17年庁保険発第0420001号)(社会保険庁運営部年金保険課長通知)・・・・・・・・P14

〇政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実 施要領について〔厚生年金保険法〕

(平成 19 年 4 月 10 日)

(庁保険発第 0410001 号)

(地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知)

(公印省略)

標記について、重点的な加入指導及び職権適用の取組の徹底を図り、厳正に適用の適正化を推進するため、別添のとおり実施要領を策定したので、今後は当該要領により円滑かつ的確な業務処理を実施されたい。

[別添]

重点的な加入指導等の実施要領について

1 目的

重点的な加入指導等の対象となっている事業所が、依然として適用に至っていない状況も見受けられ、重点的加入指導の取組及び職権適用の取組の徹底が重要であることから、 厳正な加入指導等の取組を積極的に実施し未適用事業所の解消を図ることを目的として、 実施要領を定めるものである。

- 2 重点的加入指導
- (1) 加入指導の基本的な考え方
 - ① 事業主と加入手続きの約束等がなく、継続的な加入指導を行わなかった場合、加入を検討しようとする事業主の意欲も失われてしまうことが多い。このため、事業主に一定期間で集中的に加入の検討を行わせることが重要であり、月1回、3ヶ月間で3回程度の戸別訪問による継続的な加入指導を効果的に実施することを基本とすること。
 - ② 従って、加入指導を実施しても加入手続きに応じない事業主は、その責任を果たしていないものとして厳正に職権適用(立入検査)を実施し、適用の適正化を図る必要がある。
 - ③ ただし、合理的な理由により3ヶ月以内の短い期間で加入手続きを約束している事業主については、この限りではないが、約束不履行時には、速やかに職権適用を前提とした立入検査により、遡及適用を行うことを通告するとともにその際は確実に実行することが重要である。
- (2) 実施内容
 - ① 重点的な加入指導の対象
 - ア 従業員数 10 人以上の事業所であって、呼出による加入指導において、その事業主が加入手続きを行わないもの
 - イ 従業員数 10人以上の事業所であって、その事業主が呼出に応じないもの
 - ウ 関係機関等からの情報提供や被保険者となるべき者から資格の確認請求が行われ た場合の対象事業所
 - (注) 重点的な加入指導の対象となった以後、対象人数が基準以下となった場合であっても、適用の適正化の観点から重点的な加入指導の対象から除外しないこと。
 - ② 対象事業所訪問日の調整

- ア これまでの加入指導の経過等を踏まえて、毎月1回定期的に対象事業所の加入指導 を行うため、対象事業所の戸別訪問日を決定すること。
- イ 対象事業所の日程の決定にあたっては、関係機関等から情報提供があったものや未 適用事業所に使用される者から資格の確認請求が行われた場合は、優先的に行うもの とすること。

③ 加入指導の実施方法

- ア 加入指導は、戸別訪問を基本とし、事業主へ接触が図られるよう、予め電話連絡等を行うなど、効率的な加入指導の実施に努めること。
- イ 加入指導は、1回目の戸別訪問を実施した月から起算し、原則として3ヶ月間で適用に至るよう効果的な加入指導の実施に努めること。
- ウ 戸別訪問において、事業主又は役員と接触できなかった場合、別紙1の事業主に対する指導文書を封かんの上、郵便受け等に投函し、指導実績として記録すること。
- エ 3回目の戸別訪問による加入指導は、最終的な加入指導として立入検査の予告を行うものとすること。
- オ 特別な事情もなく、事業主又は役員との接触が一度も出来ない場合など、加入指導を引き続き実施していくことが困難な場合についても、3回目に別紙2の文書による立入検査予告を行い、3回の戸別訪問の実績により原則として立入検査を実施する取扱いとすること。

3 職権適用

- (1) 職権適用の基本的な考え方
 - ① 事業主に様々な届出義務を課している社会保険制度において、事業を円滑に運営するためには、事業主の理解及び協力を得ることは不可欠であり、立入検査においても自主的な届出を促していくことが必要である。
 - ② しかしながら、社会保険制度に対する理解がなく事業主責任を果たさない事業主については、強制保険としての役割を維持し、公平性と信頼性を確保する観点から、最終的には職権適用を行うものである。

(2) 立入検査の通知等

- ① 立入検査の日時を決定し、別紙3により事業主に立ち会いを求める旨と検査時には賃金台帳等の諸帳簿並びに従業員及び被扶養配偶者の年金手帳の提示を求める旨を事業主あて通知すること。
- ② 事前準備として、立入検査日までに事業所名称、事業所所在地、事業の種類、代表者 氏名等を商業登記簿等により確認し、新規適用届を起票すること。

(3) 立入検査の実施

- ① 実施方法
 - ア 被保険者となるべき者やその報酬等を確認するため、事業所に立ち入り、事業主に 立ち会いを求めるとともに、関係諸帳簿等の提示及びコピーを指示し、聞き取りを行 いながら、届書の作成を行うこと。
 - イ 立入検査にあたっては、複数人での検査体制を整え、統率・指揮する者を明確にするとともに、検査証を携帯し、事業主等から請求があった場合は提示すること。
 - ウ 立入検査時の状況(検査の拒否を含む。)は、できる限り詳細に記録すること。

② 検査の進行

ア 調査に先立ち立入検査の告知

事業主に対して、立入検査の実施を宣言し、正当な理由なく検査を拒む場合は、罰則の適用があることを告知すること。

イ 帳簿等の提示の指示

事業主に対して、予め指示した労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、源泉徴収簿、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(控)等の提示を求めること。

ウ 帳簿等の確認、事業主からの聞き取り

帳簿等の内容を確認するとともに事業主からの聞き取りを行い、被保険者となるべき者やその報酬等を確認し、届書の起票を行うこと。

- エ 新規適用届、資格取得届の起票
 - (ア) 事前に起票した新規適用届の補足、修正等を行うこと。

事業所の電話番号、代表者の住所、担当者氏名、現物給与の有無、昇給月、賞与 支払予定月等を確認すること。

なお、昇給月及び賞与支払予定月については、賃金台帳で確認すること。

- (イ) 資格取得届を起票すること。
 - ・ 労働者名簿、出勤簿より被保険者となる者の氏名、生年月日、住所を確認す ること。

なお、報酬月額は賃金台帳で確認すること。

- ・ 年金手帳の提示を求め、基礎年金番号が確認出来なかった場合は、過去の加入歴(職歴)等の確認を行うこと。
- ・ 被扶養者の有無を聞き取りし、被扶養者を有する者がいる場合は、事業主に 被保険者に被扶養者届を記載させ提出するよう指導すること。
- ・ 被保険者の取得資格取得年月日は、労働者名簿、賃金台帳、就業規則、源泉 所得税領収証書等の関係書類に基づき、事実確認が出来た日をもって適用する ものとすること。
- オ 事業主に資格取得届の確認を指示

事業主に対して、資格取得届等の記載内容の確認及び事業主印の押印を求めるものであるが、事業主が拒む場合は、この限りではない。

(4) 届書等の内部処理

- ① 立入検査時に作成した届書を持ち帰り、すみやかに事務処理を行い、被保険者証、年金手帳、確認通知書等の作成を行うこと。
- ② 立入検査時に被保険者の基礎年金番号の確認ができなかった場合については、疑重複調査の要領に従い処理を行うこと。
- ③ 職権で作成した届書については、その内容を明らかにするため、3(3)①ウを添付する こと。

(5) 留意事項

① 事業主不在時の対応

事業主の不在等により立入調査ができなかった場合は、告発を想定し事蹟を記録すること。

- ② 立入検査等を拒否又は忌避等された場合
 - ア 職権適用は、事業主が立入検査及び帳簿の提出命令等に応じることを前提とするものであり、原則として 2 度立入検査等を拒否又は忌避等されたことにより、最終的に関係諸帳簿等の確認が行えず、職権による適用ができなかった場合については、健康保険法第 208 条第 5 号、厚生年金保険法第 102 条第 1 項第 5 号の規定による罰則を適用するため司法警察員に告発を行うものとすること。
 - イ 告発については、適用促進が目的であること等に鑑み、立入検査等に協力するよう 事業主を説得した結果をもって最終的に立入検査等が困難であると判断した場合に 告発することが適当であり、告発する場合にあっては、当課適用・徴収対策室へ協議 すること。
- ③ 立入検査の過程で加入意志を示した場合の対応 立入検査は関係帳簿を確認し、被保険者資格の事実確認を行うことを目的とするもの であり、立入検査の過程において、事業主から自主的に新規適用届の提出があっても関 係帳簿で確認を行うものとすること。

4 被保険者証等の交付

- (1) 新規適用後の事業所への対応
 - ① 事業所へ臨場し、事業主に対し、被保険者証、年金手帳、確認通知書を手渡す。この際、被保険者に対し被保険者証を確実に交付するよう申し添えるとともに、決定された標準報酬月額を被保険者に通知する義務がある旨を伝えること。
 - ② 被保険者ごとの保険料額、源泉徴収時期、納付方法(納入告知日、納付期限、口座振替の勧奨等)に係る説明を行うほか、新規適用事業所説明会の資料等を活用し、事業主が行う事務、届出等について説明すること。
 - ③ 保険料納入告知書は郵送を行い、保険料の納付が行われない場合は、直ちに納付督励を行うこと。
 - ④ 事業主が被保険者証等の受取り拒否により手渡すことができない場合は、日を改めて 訪問を行い、事業主に制度説明の周知等を図るとともに被保険者証を従業員に配布する 義務の周知を図ること。最終的に受取りに応じない場合については、当課適用・徴収対 策室へ協議すること。
- (2) 事業所調査の実施

適用後1年以内を目途に事業所調査を行うこととし、被保険者の異動(取得、喪失)の有無、被扶養者の異動の有無、昇給等の有無、賞与の支払いの有無、現金給付の該当者の有無等を重点的に確認すること。

5 その他

職権適用を実施した場合は、すみやかに立入検査時の状況等の写しに事業所記録照会回答票(基本記録)を添付し、当課適用・徴収対策室へ送付すること。

〇健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いに ついて

(昭和三七年六月二八日)

(保険発第七一号)

(各都道府県民生部(局)保険課(部)長あて厚生省健康保険・厚生年金保険課長連名通知)

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定に際し保険者において算定する場合の取扱い及び標準報酬の随時改定の取扱いについては、昭和三十六年一月二十六日保発第四号厚生省保険局長通達(以下単に「局長通達」という。)並びに昭和三十六年一月二十六日保険発第七号厚生省保険局健康保険課長及び厚生年金保険課長通達(以下単に「課長通達」という。)の示す基準により取り扱われてきたところであるが、これらの通達の運用に関してこれまで疑義照会のあつた事項については、次に示すところにより取り扱うこととするので、近く昭和三十七年度における標準報酬の定時決定の事務をひかえ、遺憾のないようお取り扱い願いたい。

おつて、貴管下健康保険組合に対しては、貴職からこの旨御示達のうえよろしく御指導願いたい。

1 定時決定の保険者算定について

(疑義一) 五、六、七月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合、局長通達1の(2)により定時決定の保険者算定を行なうものとされているが、「低額の休職給」とはどの程度の休職給をさすものか、例えば休職期間中基本給は全額支給されるが、諸手当が支給されないような休職給は、低額の休職給に該当するか。

(回答) 局長通達にいう「低額の休職給」とは、休職しなかつた場合に被保険者が通常受けうべき報酬の額に比べて低額である報酬をさすものである。

なお、休職給とは、通常受ける報酬とは別個に休職という事由に対して設定された給与として支給されるものをさし、日、時間、稼高等稼働実績に比例して報酬が定められている場合において、病気休業中稼働が減じたため給与が減じた場合におけるその給与は、休職給に該当しない。

(疑義二) 課長通達 1 の(2)にいう「十月以降において受けるべき報酬月額」とは、具体的にはどのように算定すればよいか。

(回答) 十月以降において受けるべき報酬月額は、定時決定時現在における可能な範囲の推定額、すなわち、五、六、七月のうち四月分以前の給料の遅配分、遡り昇給の差額分もしくは低額の休職給の支給されなかつた、又はストライキによる賃金カットを受けなかつた一か月ないし二か月に受けた報酬額の実績により推定するものであり、通常の場合は、当該一か月ないし二か月の実績を用いて算定することとなる。

(疑義三) 五、六、七月の三か月間において四月分以前の給料の遅配分を受けたときは、局長通達の1の(1)により定時決定の保険者算定が行なわれるが、五、六、七月の全部またはいずれかの月の給与の一部の支払が遅配となり八月以降に支払われることとなつたような場合保険者算定にして差し支えないか。

(回答) 定時決定に際し保険者において算定する場合として取り扱つて差し支えない。

なお、この場合、保険者において算定する報酬月額は課長通達1の(2)の「その他の場合」の取扱いと同様とすること。

(疑義四) 五、六、七月の三か月間のうちに三か月定期券の支給があつた場合は、当該月の報酬支払基礎日数が二〇日未満であるとき等事例によつては保険者において算定する場合として取り扱つて差し支えないか。

(回答) 健康保険法第三条第二項及び厚生年金保険法第二十一条第一項の規定により 算定した額が御例示のように著しく不当と認められるような場合には、保険者において算 定する取扱いとして差し支えない。なお、保険者において算定することとした場合におけ る報酬月額は、十月以降において受けるべき報酬月額とすること。

(疑義五) 五、六、七月の三か月のうちにおいて、賞与(年四回以上支給され、昭和三十六年一月二十六日保発第五号厚生省保険局長通達により報酬の範囲に含まれるものとする。)の支給があつた場合、事例によつては定時決定に際し保険者において算定する場合として差し支えないか。

(回答) 疑義四の場合に準じて取り扱われたいこと。

(疑義六) 年間を通じ四回以上支給されない通勤費(六か月ごとに支給される定期券等)も報酬に含まれるものと解して差し支えないか。もし、報酬に含まれるものとすれば、五、六、七月のうちの三か月間においてこれが支給された場合における定時決定の取扱い如何。

(回答) 通勤費についてその数か月分を一括して現金又は定期券等により支給するのは、単に支払上の便宜によるものとみられるから、設問の年四回以上支給されない通勤費(六か月ごとに支給される定期券等)は、報酬の範囲に含まれるものと解される。なお、五、六、七月の三か月間のうちにおいて当該通勤費が支給されたときの定時決定の取扱いについては疑義四の場合と同様とする。

(疑義七) 次の設例の場合、定時決定に際しては、保険者において算定する場合として取り扱い十月以降において受けるべき報酬月額(標準報酬等級第一八級月額三万円)で決定して差し支えないか。

もし保険者算定を行なわないとすれば、取得時においては標準報酬等級第一八級で決定され、定時決定においては、報酬月額二万五〇〇〇円(六、七月の二か月の報酬の算術平均額)、標準報酬等級第一六級で決定することになる。

(設例)

六月十一日資格取得 月給三万円

六月分給与 二万円(二〇日分の日割計算)

七月分給与 三万円

(回答) 設例の場合、お見込みのとおり標準報酬等級第十八級三万円で決定して差し支えない。

2 削除

拝啓 時下益の御清祥のこととお慶び申し上げます。 健康保険及び厚生年金保険の事業運営に当たって は平素から格段のご尽力をいただき厚くお礼申し上 げます。

さて、短時間就労者(いわゆるパートタイマー) にかかる健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格 の取扱いについては、各都道府県、社会保険事務所 において、当該地方の実情等を勘案し、各個別に取 扱基準を定めるなどによりその運用が行われている ところです。

もとより、健康保険及び厚生年金保険が適用されるべきか否かは、健康保険法及び厚生年金保険法の趣旨から当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべきものですが、短時間就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかについては、今後の適用に当たり次の点に留意すべきであると考えます。

- 1 常用的使用関係にあるか否かは、当該就労者の 労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総 合的に勘案して認定すべきものであること。
- 2 その場合、1日又は1週の所定労働時間及び1

月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること。

3 2に該当する者以外の者であっても1の趣旨に 従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合 があると考えられるので、その認定に当たっては、 当該就労者の就労の形態等個々具体的事例に即し て判断すべきものであること。

なお、貴管下健康保険組合に対する周知方につき ましても、併せて御配意願います。

以上、要用のみ御連絡申し上げます。

敬 具

昭和55年6月6日

厚生省保険局保険課長 川崎 幸雄 社会保険庁医療保険部

健康保険課長 内藤 冽 社会保険庁年金保険部 厚生年金保険課長 片山 巌

都道府県民生主管部(局)保険課(部)長 殿

(昭和三八年四月三〇日) (庁保険発第一七号)

(都道府県民生主管(部)局国民年金課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年課長通知)

国民年金手帳は、国民年金法(以下「法」という。)第一三条に規定するところによつて 被保険者に交付することを原則とするが、被保険者が法第一二条に規定する資格取得の届 出を怠つているため、法第一三条の規定による通常の国民年金手帳の作成交付が行なわれ ていない場合においては、当該被保険者に対して届出を行なうよう勧奨し、かつ、その者 が被保険者であることが公簿その他の客観的事実からも明らかであるときは、被保険者の 資格取得の届出がない場合においても(したがつてまた市町村長から都道府県知事に届出 を受理した旨の報告がない場合においても)、都道府県知事は、その被保険者について国 民年金手帳を作成し、市町村長を経由して、これを被保険者に交付することを妨げるもの でないものとして取り扱つて差しつかえない。すなわち、法第一三条の規定は、市町村長 から被保険者の資格取得届を受理した旨の報告があつた場合にのみ国民年金手帳を交付 できることを積極的に規定しているものではなく、市町村長からその旨の報告があつた場 合においては必ず国民年金手帳を作成し、市町村長を経由して被保険者に交付しなければ ならないことを規定しているものであり、また被保険者は法第一二条に規定するように資 格取得届の提出の義務を課せられているが、同時に保険料を納付する義務も課せられてい るのであつて、法が保険料の納付方法としてスタンプシステムを基本としている以上届出 に基づく手続きが欠けた場合であつても、都道府県知事及び市町村長は、その者が被保険 者であることが確認される限り、届出義務の履行の勧奨とあわせて国民年金手帳を作成し 交付する必要があるものである。

なお、被保険者の届出及び市町村長からその旨の報告が行なわれない場合においても国 民年金手帳を作成し交付して差しつかえないということは、法第一二条及び第一三条に定 める原則的手続きを必要としないことをいうものではなく、その届出及び報告の手続きが 欠けた場合においても、被保険者の保険料の納付義務、年金給付の受給の権利が存するこ とにかんがみ、極めて例外的な措置として国民年金手帳を作成交付することもやむをえな いという趣旨のものであるから、市町村の指導にあたつては、誤りのないよう特に留意さ れたい。

〇平成七年度における国民年金の事業運営について

(平成七年三月三一日) (庁文発第一九六六号)

(各都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて 社会保険庁運営部企画・年金管理・年金指導課長連名通知)

平成七年度における国民年金事業の重点実施事項については、本日付庁文発第一、九六三号「平成七年度における医療保険及び年金保険の事業運営について」をもって当庁運営部長から都道府県民生主管部(局)長あて通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、同通知によるほか、次の事項に留意の上積極的な推進を図られたい。

1 制度改正に伴う施行事務

国民年金法の改正等の施行事務については、平成七年三月二十九日庁文発第一、九三五号「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う実施事務の取扱いについて」により通知したところであるが、市町村、年金受給権者及び被保険者に対して、第三号被保険者特例届出制度、特例任意加入制度等改正内容が多岐にわたることから、改正内容の周知徹底を図るとともに、これに伴い手続きが必要となる者に対する勧奨等を実施するなどその円滑な実施を図ること。

2 未加入者の解消

未加入者の存在は、未加入者本人の年金権の問題にとどまらず、事業運営の健全性を損い国民年金制度に対する誤解を招きかねないことから、これを完全に解消することが極めて重要であるので、平成七年度は、未加入者の解消を最優先の課題として取り組み、次の事項について特段の措置を講ずること。

(1) 二〇歳到達者の取扱い

市町村において把握した適用対象者について、早期の文書勧奨に努めるとともに、加入 勧奨に応じない者については、年金手帳送付により全員を適用するよう指導するとともに、 二〇歳到達時の届出について重点的な広報宣伝活動を実施すること。

なお、当庁においても、二〇歳到達者の適用を促進する観点から広報活動を積極的に行うこととしている。

また、これら手帳送達者については当面収納実績が低いと考えられ、全体の収納実績が低下すると予想されるが、市町村事務費交付金の算定にあたっては、年金手帳送付による適用の実績等を勘案した評価を行うこととしたので、市町村に対し積極的な実施を指導すること。また、年金手帳送付による適用を行った被保険者を把握できるようこれらの者に係る記録を区分して管理することとしているが、詳細については、別途通知する。

(2) 適用もれ者の取扱い

現に適用もれとなっている者のうち国民健康保険に加入しているものについては、平成 七年度から平成九年度までの三年間で全員を適用する計画を策定することとし、適用に当 たって文書等により加入勧奨を行ってもこれに応じない者については、年金手帳送付によ り適用するよう指導すること。

この場合においても、(1)と同様に市町村事務費交付金を算定するものであること。

(3) 第三号被保険者にかかる種別変更届の徹底

種別変更の届出もれについては、第三号被保険者期間のみならず第一号被保険者期間の保険料未納にもつながることや無年金となることが予想されるため、今回の法律改正において平成七年四月から平成九年三月の間において、特例届出を認めることとしたところであるが、特に次の措置を講ずること。

① 第二号被保険者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失することにより被扶養配偶者が第三号被保険者に該当しなくなった場合の種別変更等の届出の勧奨を従来から実施しており、平成七年度においてはこれに加え、第二号被保険者の被扶養配偶者となったことにより第三号被保険者に該当することとなった場合の種別変更等の届出勧奨を実施することとしているが、詳細については、別途通知する。

なお、勧奨状を送付しても届出のない者を定期的に把握し、市町村と連携を図り再度 個別の届出勧奨を行うなど未届者の確実な解消を図ること。

② 第三号被保険者にかかる届出の必要性については、これまでにも各種媒体等を通じ周知広報を実施してきたところであるが、婦人会等の地域組織の活用や、社会保険委員に対する協力依頼など特に広範囲にわたる周知方法について工夫し、重点的な広報宣伝活動を実施すること。

なお、当庁にあっても健康保険の被扶養者認定時等において、被保険者及び被扶養配偶者に対して届出の必要性について周知するためのシールを送付することとしているので、これを事業主に配付し、健康保険被保険者証を被保険者に交付する時に貼付するよう指導すること。なお、共済組合及び健康保険組合についても同様のシールを送付し、被保険者証等に貼付するよう協力を依頼することとしている。

3 保険料収納の確保

保険料収納の確保は、国民の年金権の確保はもとより公的年金制度の安定的な運営の観点からも重要であるが、近年、検認率が上昇していても検認実施月数は減少している場合が認められることに留意し、次の事項について特段の措置を講ずること。

- (1) 市町村における収納基盤の整備
 - ① 未納者の把握及びその特性の分析に基づいて、社会保険事務所との連携を密にして適切な収納計画を策定するよう指導すること。

この場合、戸別訪問等による納付督励を実施するための体制を整えるよう併せて指導すること。

- ② 年金手帳送付による適用を実施した被保険者については、収納に結びつけることが特に肝要であることから、適用後速やかに職員等による戸別訪問の納付督励を実施するよう指導すること。
- (2) 過年度保険料の収納計画の策定

市町村が実施した納付督励の事蹟を確実に引き継ぎ、重点的な納付督励の対象者を選定し、着実な徴収実績の向上をめざした目標値を設定して、年間を通じた徴収計画を策定すること。

- (3) 口座振替の促進
 - ① 郵便局の自動払込の導入

郵便局の自動払込みを未だ導入していない市町村にあっては、住民サービスの向上や 学生の親元納付の促進など収納基盤の強化を図る観点から、積極的に導入するよう指導 すること。

② 銀行等を活用した口座振替促進事業の実施

口座振替利用の拡大を図るため、平成六年十一月から実施した銀行等との契約による 口座振替促進事業については、銀行等に対し積極的に要請すること。

また、市町村の窓口で口座振替依頼書の受理を行うことができるよう指導すること。

③ 保険料前納割引制度への口座振替の導入

六月を単位として行う保険料前納割引制度の実施に伴い、被保険者に対して前納制度 の広報を行うとともに、口座振替により利用できる旨の周知を図るよう指導すること。

④ 口座振替依頼書と納付書の一体化の推進

都市部においては、口座振替依頼書を納付書に一体的に編綴する方法の促進を図ること。また、口座振替依頼書には、あらかじめ、氏名、年金手帳記号番号等必要な事項を 印字したり返信用封筒を同封するなど被保険者が申し込みやすくする工夫を図るよう 指導すること。

⑤ 口座振替の推進の方策

都道府県においては、口座振替の推進を図るため、口座振替推進月間を設けるなど口 座振替について周知を図ること。

また、過年度保険料の納付督励の際、現年度保険料の口座振替利用について勧奨するなど口座振替を多面的に推進できるよう協力すること。

⑥ 福祉施設を活用した口座振替促進事業の実施

口座振替を推進し、国民年金に対する被保険者の意識を喚起するとともに年金福祉施設を広く周知するため、市町村と共同して、新規口座振替利用者を国民年金健康保養センター等へ招待する等の事業を実施すること。

なお、平成七年度においてこのような事業の実施を計画している都道府県にあっては、年金指導課あて別途協議すること。

(4) 国民年金納付記録の通知

年金制度への加入意識の醸成、納付督励の観点から、国民年金の納付記録を年齢の節目である三五歳の現存第一号被保険者に通知することとしているが、詳細については、別途通知する。

(5) 学生被保険者に対する年金教育資金貸付制度の活用

学生被保険者のうち、保険料免除対象に該当しない者については、年金積立金還元融資事業の一環として実施されている年金教育資金貸付制度を活用した保険料納付について 周知を図ること。

この場合、市町村に対しても免除制度及び当該貸付制度を活用した保険料納付について の広報を行うよう指導すること。

- (6) 国民年金基金制度の活用
 - ① 国民健康保険の最高限度額を納付している者等国民年金保険料の負担能力が十分にあると認められる者のうち、未加入又は未納となっている者に対しては、戸別訪問の際

に国民年金基金の利点や基金との組み合わせによる年金設計について説明するなど説得に努めるよう指導すること。

- ② 国民年金基金加入情報の提供の機会をとらえて口座振替の勧奨をするよう指導するとともに、国民年金基金と連携を図ること。
- 4 保険料免除の取扱い

保険料の納付が困難な者については、未納期間が生じることのないよう保険料免除の早期申請の指導を徹底するとともに、免除申請の早期審査処理に努めること。

また、適用の促進に伴って免除者数が増加すると見込まれるが、これらの者は、そのままであれば将来受給する年金が低額となることから、追納制度について積極的に周知するとともに追納の勧奨を行うこと。

5 年金給付の適正化

被保険者、年金受給権者に対し、市町村との連携を図り裁定請求書及び死亡届書、各種届書の早期提出等について周知を徹底するとともに、これらの書類の審査の充実及び早期処理に努めること。

なお、審査に当たって第三号被保険者であった期間がある場合にあっては、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入状況と突合し、適切な被保険者期間の確認を行うこと。

6 都市部対策の推進

都市部における事業推進については、平成六年三月三十一日庁文発第一、四一二号で通知されているところであるが、平成七年度は、次の事項について実施することとしている。

(1) 都市国民年金担当課長講習会

都市対策の実施都市の国民年金担当課長等に対して、昨年に引き続き講習会を実施することとしているが、詳細については別途通知する。

(2) 専任徴収員等の研修

専任徴収員等のより効果的な活動を確保するため、各都道府県ごとに研修を実施するなど、専任徴収員等の資質の向上を図ること。

(3) 国民年金総合支援対策

国民年金事業の推進にあたり被保険者等のニーズを的確に把握するとともに、参加意識の高揚を図るため、「国民年金総合支援対策検討委員会」を設置し、国民年金事業の推進を図ることとしていること。

なお、平成七年度においては、モデル事業として対象都市を指定して行う予定であるが、 詳細については別途通知する。

(4) 理事者への要請

都市対策事業を円滑に推進するためには、市長等理事者の制度への理解及び協力が必要不可欠であることから、あらゆる機会を活用して積極的に理事者への要請に努めること。

7 広報活動の推進

(1) 国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るためには、年金制度に対する国民各層の理解を深め、制度への信頼と参加意識の醸成を図るとともに確実な届出の履行が不可欠であることから、「年金週間」等、被保険者等が年金を身近で大切なものと感じる機会の充実を図るほか、あらゆる機会を活用して積極的な広報活動に努めること。

おって、「年金週間」の実施にかかる詳細については、別途通知する。

(2) 年金教育の実施に当たっては、教育委員会等関係部局と学校教育の必要性に関し意見 交換を行い、協力要請の場を持つ等その効果的な推進に努めること。

平成七年度における年金教育の実施については、年金教育推進県を拡大するとともに「年金セミナー」についても高等学校の社会科担当教員に加え、中学校の社会科担当教員も対象とすることとしている。

また、当庁においても年金教育の推進のため関係機関との連携を図るとともに、「年金セミナー」に参加する社会科担当教員の所属する高等学校及び中学校の生徒を対象とした副読本並びに年金教育ビデオを作成し、配付することとしているので効果的な活用を図ること。

なお、平成七年度年金教育推進県として「年金セミナー」を実施する計画のある都道府県にあっては、企画・年金管理課あて別途協議すること。

8 市町村の予算編成

国民年金事業関係予算に関し、次の点に留意のうえ、平成七年度における重点事業である未加入者の解消、保険料収納の確保等の事業を積極的に実施するために必要な経費を予算(補正予算を含む。)計上し、効果的に執行するよう指導すること。

(1) 平成七年度の基礎年金等事務費交付金にかかる予算については、第一号被保険者及び任意加入被保険者の一人当たりの基本単価は二六四九円であり、第三号被保険者一人当たりの単価は一四九二円であること。

また、福祉年金事務費交付金にかかる予算については、年金受給権者一人あたりの単価は二三〇〇円であること。

(2) 平成七年度の印紙売りさばき手数料にかかる予算については、被保険者一人当たりの 単価は一三九五円であり、特別加算手数料の単価は二一七円であること 〇国民年金第 2 号又は第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に移行した者に対す る適用促進について

(平成 17 年 4 月 20 日)

(庁保険発第 0420001 号)

(地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)

(公印省略)

標記については、「国民年金第1号又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について」(平成10年3月2日庁文発第497号。以下「届出勧奨実施通知」という。)に基づき、資格取得、種別変更又は種別確認のいずれかの届出を要する事由が発生(以下「事象発生」という。)したときから2か月後及び6か月後に被保険者種別変更の届出勧奨(以下「届出勧奨」という。)を行い、自主的な届出を促進しているところである。しかしながら、届出勧奨を行っても届出がなく、将来無年金となる恐れのある者が存在していると考えられ、総務省による「年金に関する行政評価・監視―国民年金業務を中心として―」においては、届出勧奨によっても届出に応じないといった場合には、速やかに職権適用を実施するよう勧告をされたところである。

このため届出勧奨によってもなお未届となっている者については、下記のとおり取り扱うこととするので通知する。

記

1 趣旨

厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、被保険者種別変更届の届出がない者に対し、届出勧奨実施通知に基づき実施している届出勧奨の様式を、より分かりやすい内容となるよう変更するとともに、変更後の様式による届出勧奨によってもなお届出がない者に対して、職権による種別変更処理(以下「職権適用」という。)を行い、もって国民年金事業の適正かつ公正な運営及び被保険者の年金権の確保を図ることとするものである。

2 実施時期

- (1) 届出勧奨状の様式を、平成 17 年 4 月送付分から別紙様式 1 のとおりとする こと。
- (2) 職権適用については、変更後の様式による届出勧奨を行った者から実施するものとし、平成17年8月より開始すること。
- 3 職権適用の手順等
- (1) 職権適用予定者の把握

職権適用の予定者は、届出勧奨実施通知の3の(1)及び(4)から(6)までに掲げる者であって、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表(以下「一覧表」という。)」に出力された者のうち、直近の届出済の者を除いた者とすること。

(2) 住所確認

職権適用の予定者について、住民基本台帳の閲覧により住所の確認を行い、住所が確認できた者について、職権適用の対象者とすること。

なお、市町村と協議の上、協力が得られる場合は、住民基本台帳の確認を市町村に依頼することにより住所確認を行っても差し支えないこと。

(3) 適用処理

(2)により確認した職権適用の対象者については、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、配信された届出勧奨状は郵送せず、当該勧奨状により種別変更の入力処理を行うとともに、徴収事蹟処理票により「特定者」の登録を行い、納付書が事務センターに別送されるよう処理すること。

また、職権適用を実施した者に対しては、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書(別紙様式2。以下「職権適用通知書」という。)」を作成し、別送される納付書とともに送付すること。「特定者」の登録については、職権適用通知を送付後、速やかに解除すること。

なお、職権適用の対象となる第2号被保険者から移行した者については、失業等を事由とする特例免除に該当するものが多く含まれると考えられることから、職権適用通知書送付時には、制度周知用パンフレットや口座振替の案内等とともに、免除制度のパンフレットや免除等申請用紙を同封するなどにより制度周知を図り、保険料滞納が生じないよう努めるものとすること。

(4) 届出に基づく修正

職権適用通知書送付後において、被保険者から第3号被保険者に該当するなど、 適用すべき被保険者の種別が異なる旨の申出があった場合は、速やかに適正な 届出を提出させ、被保険者種別の訂正を行い、被保険者に通知すること。

(5) 職権適用者に対する指導

・職権適用を実施した者については、必要に応じて国民年金収納指導員等による 戸別訪問を実施し、必要な届出や申請が適正に行われるよう指導すること。特 に、第3号被保険者の該当届出や失業による特例免除の申請等について、届出 や申請の提出漏れがないよう十分説明するものとすること。

(6) 市町村への情報提供

職権適用対象者の該当市町村に対しては、(2)において住所を確認した後の一覧表の写しを送付するなど、該当市町村が被保険者からの照会等に対応できるよう努めること。

4 その他

- (1) 職権適用の予定者の把握については、各社会保険事務局の実情に応じ、6か月経過後に配信される一覧表以外の方法により把握して差し支えないこと。また、事象発生から職権適用実施までの期間を短縮することも差し支えないこと。
- (2) 職権適用の実施状況については、各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の各15日までに年度当初から前月までの状況を「職権適用の実施 状況」(別紙様式3)により報告すること。

なお、報告に当たっては、社会保険庁 LAN システムによる電子メールを使用し、 国民年金事業室を宛先として、総務部総務課の特殊メールアドレス (chou-soumu @ sia. go. jp) に送付すること。

- (3) 職権適用者については、職権適用後、おおむね1年間は「国民年金保険料に 係る強制徴収の取扱いについて(平成 16 年 9 月 10 日庁保険発第 0910001 号)」 の 1 の (1) の④に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
- (4) 別紙様式2は、各社会保険事務局の実情に応じて変更して差し支えないこと。

[様式]

略

年金審議会意見等における年金業務に関する主な指摘事項

- 効率的・効果的な業務処理体制の確立
- 支払、年金相談など被保険者・受給者サービスの向上
- 国民年金第1号被保険者の未加入・滞納解消への取組
- 公的年金の意義役割の周知、積極的な広報・教育
- 国民年金保険料を納付しやすい環境の整備
- 免除制度の仕組の改善、未納者に対する徹底した納付督励活動、強 制徴収を確実に行う仕組の構築
- 個人に対して定期的に、被保険者記録、納付実績、年金見込額等の 年金個人情報を提供する体制の構築
- 厚生年金の適用・徴収業務において、現場の状況をモニターしなが ら、制度の適正性を維持すべく不断に見直し続ける体制の構築
- (参考) 年金業務における柱:「適用」「徴収」「給付の実施」「相談」 ※ この他、現在「記録問題」への対応を実施

厚生年金保険制度改正に関する意見(昭和58年7月15日) 一社会保険審議会厚生年金保険部会ー(抜粋)

2. 具体的な改正事項について

○ 今後、制度の成熟化が進み、年金が老後の所得保障の主柱として定着することに伴い、業務の迅速的確な処理はもとより、年金相談の充実、年金の支払回数の改善等行政サービスの向上に対する国民の要請は一層強まっていくと思われる。一方、業務量は確実に増大していくことになるので、このような国民の要請に応じられるよう、要員の確保、養成に努めるとともに、電算組織を総合的に活用したオンラインシステムの早期完成を図る等近代的、かつ、効率的な業務処理体制を確立すべきである。

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見(昭和63年11月29日) 一年金審議会一(抜粋)

○ 事務処理体制については、将来の毎月支払への対応、年金相談を含めた被保険者、受給者サービスの向上を図るため、今後ともその一層の改善充実に努めるべきである。

なお、年金の支払回数の改善については、当面、現行年4回支払となっている厚生年金、基礎年金等についても、できるだけ早期に年6回支払を実施すべきである。

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見(平成5年10月12日) -年金審議会-(抜粋)

Ⅱ 財政再計算に伴う具体的改正事項について

<適用・その他の給付>

○ 公的年金制度の基盤である基礎年金については、自営業者等の第1号被保険者の未加入、滞納の解消が大きな課題となっている。これに対しては、公的年金の意義役割の周知や保険料を納付しやすい環境づくりを進める等十分な対策を講ずるべきである。また、基礎年金番号の導入により、制度間の情報交換体制の整備等年金現業業務の改善を行い適用漏れを防止し年金権の確保を図るとともに、年金相談等の受給者サービスの一層の向上に努めるべきである。さらに、極力基礎年金の受給に結び付けるために、70歳まで国民年金に任意加入できる途を設けるべきである。

<その他>

○ 公的年金の広報については、公的年金制度の基本理念について国民 の幅広い理解や信頼感を得ることが必要であり、特に、次世代の担い 手である学生等の若年層に重点を置きながら積極的な広報を行う必 要がある。

Ⅲ 一元化への対応について

○ (被用者年金制度の一元化は)国民にとっては、各制度が分立していることによる不便さが解消され、加入者、受給者サービスの向上が図られることが重要であり、この観点から、年金現業業務の一元化の推進が必要である。

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見(平成10年10月9日) - 年金審議会-(抜粋)

Ⅱ 次期制度改正に当たっての基本的考え方

<公的年金の意義・役割についての広報・教育>

○ 公的年金の意義・役割については、その基本理念が単なる個人貯蓄や私的保険とは異なり、社会連帯で高齢期の所得保障を行う制度であること、制度に加入し保険料を納付することは、国民の義務であるともに、年金を得るための権利でもあるということについて、国民の幅広い理解や信頼を得ることが年金制度の安定を図る上で、何よりも重要である。今回の年金制度の見直しに当たっては、学生の意識調査を初めて実施するなど新規の取組みも行われたが、今後一層、公的年金の意義・役割や次期制度改正の内容について、次世代の担い手である学生等の若年層に重点を置きながら積極的な広報を行う必要がある。また、公的年金が社会経済全般の中で果たしている機能と役割について学校教育を通して啓発していくことも重要である。

Ⅲ 次期制度改正の個別検討項目についての考え方

(1)公的年金について

<年金現業業務について>

○ 年金制度の安定と国民の信頼確保のためには、制度的な対応と併せて、国は保険者として、年金事業の効率的な運営を図り、国民年金の第1号被保険者の未納、未加入問題の解消等事業運営上の一層の強化が求められる。具体的には、昨年導入した基礎年金番号を活用するとともに、被保険者情報の把握のための新たな仕組みについて検討する必要がある。また、制度に対する正しい理解を得るための広報や情報提供活動を一層充実するととともに、納付督励の着実な実施や保険料納付に際しての利便性を向上させるための措置を講ずべきである。さらに、未納、未加入者に対しては、制度的対応も含めて強化を図ることを検討すべきであるとの意見があった。

年金制度改正に関する意見(平成15年9月12日) -社会保障審議会年金部会ー(抜粋)

Ⅳ. 公的年金制度の運営

(1)国民年金保険料の徴収

○ 国民年金は国民皆年金の基本であることから、国民年金の未納・未加入問題は、制度に対する信頼を損ね、社会連帯に基づく制度の根幹をゆるがしかねない重大な問題であり、制度面の整備を含めて徹底した対応を図るべきである。

厚生労働省においても、厚生労働大臣を本部長とする「国民年金特別対策本部」を本省及び地方社会保険事務局に設置し、今後5年間で納付率80%という目標の下に、全省を挙げて、(1)要因分析を踏まえた新たな個別収納対策を実施するとともに、(2)保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図り、着実な収納体制の確立に取り組むこととしているが、具体的には、以下の取組を徹底すべきである。

- ① 国民に対して、年金広報や年金教育を強化し、制度の意義・役割、 更に保険料納付の有利さ、大切さについて正しく理解してもらうと ともに、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図るべ きである。
- ② 現実に負担能力がない又は低い者については、全額免除又は半額 免除の仕組みがあるが、負担能力に応じたよりきめ細かい対応が可 能となるよう、免除の仕組みを更に見直すことが必要である。
- ③ 未納者に対して、徹底した納付督励活動を行うとともに、制度的対応も含め、口座振替の促進など納付しやすい環境づくりや、地域に根ざした納付協力組織の活用などによる収納活動を強化すべきである。
- ④ 度重なる納付督励によっても納付義務を果たさない者に対しては、強制徴収の実施により世代間連帯の下の納付義務の履行を求めるとともに、強制徴収を確実に行うための仕組みを構築すべきである。

なお、この点について、保険料と税の一体的な徴収について検討 すべきであるとの意見があった。 ○ このほかにも、税制の面で、未納者に対しては、国民年金保険料の 社会保険料控除が行われないよう納付額に関する書類の添付を義務 付けることが必要であり、また、個人年金の保険料控除の適用を除外 することも検討すべきである。

さらに、国民健康保険被保険者証の取得・更新の際に国民年金保険料の納付実績等の提出等の義務付けを検討すべきではないかとの意見があった。

また、納付の意欲を持たせるため、定期的に納付実績や将来の受給見込みなどについて自ら確認できる仕組みを構築し、保険料納付を促進していくことも必要である。

(2)制度の理解を深めるための取組

○ 現役世代、特に若い世代の年金不信や不安を解消するため、また、 年金制度に対する理解と信頼を高めるため、将来の年金給付を実感で きる分かりやすい仕組みや運営が必要である。

このような観点から、個人に対して被保険者記録や年金見込額等の 年金個人情報を提供する体制を整備すべきであり、とりわけ、年金個 人情報提供に向けた当面の取組を確実に実施すべきである。

また、社会保険事務所は、受給者や被保険者に対し最も身近な機関として、的確で丁寧な相談や情報の提供に一層努力すべきである。

- ① 社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引下げ(58 歳以上を50歳以上とする)
- ② 58歳以上の者に対する被保険者記録・年金見込額の直接通知
- ③ インターネット等を利用した年金個人情報の提供
- 〇 さらに、被保険者個々人が自らの拠出実績を確認し、将来受給する 年金が着実に増加していくことを実感できるように、被保険者個々人 の保険料納付実績を年ごとに点数化する仕組み(ポイント制)を導入 することについても、個人への情報提供の在り方や費用等の留意点を 踏まえつつ検討すべきである。
- O また、学校教育での年金制度や社会保障制度についての教育の充実 などを通じ、子どもの時から、年金制度の意義や役割についての理解 を深める取組が必要である。

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書の概要

1. 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会

本年10月6日に、標準報酬遡及訂正事案等に係る社会保険庁職員の関与に関す る調査の実施並びに調査結果に基づく対応策の検討を行うために設置。委員は次の 4名

委員長 野村 修也 (中央大学法科大学院教授、弁護士)

委 員 國廣 正 (国広総合法律事務所、弁護士)

委 員 久保利英明 (日比谷パーク法律事務所、弁護士)

委 員 郷原 信郷 (桐蔭横浜大学法科大学院教授、弁護士)

2. 調査の前提

- 厚生年金記録の不適正処理とは、適用事業所の実態(被保険者の数、加入期間、標準報酬月額などの正しい状況)を反映しない年金記録の処理を行うことをいう。 不適正処理には、将来に向けたもの(偽装脱退等)と遡及訂正を伴うものがある。 不適正な遡及訂正には、標準報酬月額の遡及訂正と加入期間の遡及訂正がある。
- ・ 不適正な遡及訂正は、事業所の滞納保険料を帳消しにする効果。加入期間の遡及訂正の場合は、年金受給資格や健康保険との関係から問題が生じる恐れ。一方、標準報酬月額の遡及的訂正の場合、加入期間には影響しないが、低い年金しかもらえないとの被害

事業主のみ標準報酬月額を引き下げる場合であっても、将来の年金給付の見返りとして本来支払うべき保険料の免除となり、許されるものではない。

- 職員の行為の悪質性としては、次の3類型
 - ・虚偽記載実行型(資格喪失届出書を自ら作成等)や虚偽記載指南型(標準報酬月額の引き下げ幅等を計算し、事業主に教える等) → 悪質
 - ・認識型(実態に合わないことを認識しながら遡及訂正に応じる)や認識可能型(実態に合わないことを認識できたにもかかわらず、十分な確認をしないまま遡及訂正に応じる) → 不当
 - ・管理責任型(確認できないまま事業主に騙されたままの状況が放置された場合) → 社会保険庁の管理に問題
- 6.9 万件(不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録)から被害状況を見ると、

全事業所数は 4.2 万。このうち、4名以上の記録が遡及訂正されている事業所が 2,782 事業所、10名以上の事業所が 766 事業所存在

○ 本調査委員会は、データ分析、ホットラインを通じた情報収集、ヒアリング(計 69 名)の実施、厚生労働省幹部等・社会保険庁職員等への書面による調査等の 調査を実施

3. 調査結果と推論

- 6.9 万件(不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録)のデータから見た傾向 分析
 - ・地域的には、埼玉県、東京都、愛媛県で多い。
 - ・時系列的には、平成5~7年に大量発生。平成11年に大幅に減少し、平成16年から更に減少。これらの減少は、その時に発生した不祥事等への対応策によるものと考えている。
- 社会保険庁職員等に対する書面調査結果
 - ・厚労省幹部職員等への調査では、直接不適正な遡及訂正事案を知っていると回答する者はいなかった(間接的、又は調査担当者として知っている者あり。)。
 - ・元社会保険庁長官への調査では、在任時に、不適正な遡及訂正を知っていたと の回答を行っている者はいなかった。
 - ・社会保険庁職員等に対する調査においては、不適正処理に関与したことがある 旨の回答を行った者や、他の職員が不適正処理を行っていたことを知っている 旨の回答を行った者が存在した。しかしながら、その中には、質問事項を誤解 して回答しているものも含まれており、また、その中の一部からヒアリングし たところ、非難可能な諸類型に該当する事例は見出せなかった。

〇 ヒアリング結果

・事業主だけの遡及訂正を行った案件について、社会保険事務所職員の関与が疑われる具体的事案を示してヒアリングを行なったが、大部分の職員は、不適正な遡及訂正に関与したことを明確には認めなかったものの、一部には認める職員もいた。従業員案件についても、滞納処分票の記載から従業員が巻き込まれている疑いが強い具体的事案を示してヒアリングを行う等したところ、不適正な遡及訂正に関与したことを明確に認めた職員はいなかったものの、滞納処分票の記載等から不適正な遡及訂正を行ったと認めざるを得ない旨の供述を行った職員も認められた。

〇 推論

- ・不適正な遡及訂正が行われた経緯について、ヒアリング結果等から不適正な遡及訂正の分類ごとに推論。調査対象となった事案の中には、標準報酬月額を遡及訂正した結果、滞納保険料が限りなくゼロ近くまで減少している事案等が少なからず見られた。上司の関与については、社会保険事務所の上司については、相当数の不適正な遡及訂正を認識し得たものと考える。都道府県社会保険事務局においても、特別徴収官が個別相談を受けることを通じて、実態に合わない可能性がある事案を認識し得たと考えられる。
- ・滞納保険料を帳消しにするために、滞納に陥っている事業所の事業主の記録を 遡及訂正することは、少なくとも一部の社会保険事務所では、「仕事の仕方」 として定着していたものと考えられる。従業員の記録に手をつけるのは御法度 という発言が多いが、中には、従業員の記録を訂正する者もいた。

○ 発生原因と背景

(厚生労働省)

・厚生年金保険料を納めなくても年金がもらえる仕組みや、添付書類の不十分性が原因の一つ。従業員案件については、従業員に事業主が連絡する仕組みの不合理性や、不服申立機会の不十分さも要因。さらに、昭和 60 年の厚生年金保険法改正に基づく適用事業所の拡大時の対応や、中小零細企業の事業主の「報酬」の意義を明確にする努力を怠ったことは、不適正な遡及訂正を蔓延させる温床となった。

(社会保険庁本庁)

- ・昭和 60 年の厚生年金保険法改正による零細企業に対する強制適用により、現場での混乱を把握し、マニュアル整備や研修充実による適正化を図る必要があった。また、「報酬」定義の明確化が図られた形跡は無い。
- ・収納率(徴収率)が下がらないように現場に対するプレッシャーを強めた。

(社会保険事務局及び社会保険事務所)

- ・事業主の懇願や、滞納整理業務・強制徴収業務に対する消極的態度が原因の一つ。また、バブル崩壊による滞納事業所の増大や、案件抱え込みへのプレッシャーも原因と考えられる。このような中で、事業主分については「仕事の仕方」として対着し、従業員分へ波及していった。
- 刑事告発の可能性について検討したが、虚偽公文書作成罪、背任罪等は成立し うるが、今回の調査の中では、刑事告発できる事件は見つからなかった。

4. 評価

- 公的年金制度は、生活基盤を支える安心の源であり、社会保険庁が行う業務は、 将来に向けた国家の約束を実現するための根幹をなす業務
- 厚生年金制度を所管する厚生労働省は、上記の社会保険庁のミッションが適切 に果たせるよう、現場の状況をモニターしながら、制度の適正性を維持すべく不 断に見直し続ける必要があるが、これを怠っていた。
- 社会保険事務所の現場においては、面倒な手続を回避する姿勢が蔓延していた と見られ、時には、報酬に引き下げを申し出るようにし向けるなど、度を越した 対応も見られた。
- 社会保険庁本庁においては、例えば、昭和 60 年改正時の適用事業所の拡大時 において、十分な対応策を講じていないなど、業務の改善と監督が不十分であっ た。その一方で、収納率維持へのプレッシャーを強めたことが、不正の助長を招 いた。
- 今後の信頼回復のためには、早急な記録の回復や、制度面の検討も必要
- 「組織性」については、社会保険庁本庁からの指示等は見つからなかったが、 社会保険事務所の現場レベルでの「組織性」は存在していたと見ることができる。
- 今後、個別事案に関係した職員の処分に向けて、内部調査が必要であるが、その際、従業員の記録の遡及訂正を行ったケースや、極端な等級引き下げを長期間 遡って行ったケースは厳しく非難されるべきものであり、懲戒処分を検討すべき。 また、職員の関与の度合いの観点や、現場レベルの「組織性」も踏まえて、懲戒 処分が行うことが必要

また、企画立案や監督に関する不備についても、相応の処分を行うべき。